

令和 7 年第 2 回定例会

東吾妻町議会議録

令和 7 年 6 月 4 日 開会

令和 7 年 6 月 13 日 閉会

東吾妻町議会

令和七年 第二回 「六月」 定例会

東吾妻町議会会議録

令和7年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	7
○議会運営委員会委員の選任の報告	8
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	8
○議会広報特別委員会委員の辞任について	9
○議会広報特別委員会委員の補充について	10
○予算決算特別委員会委員長の互選結果の報告	11
○議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	12
○選挙第1号について	12
○選挙第2号について	13
○同意第1号の上程、説明、採決	14
○同意第2号及び同意第3号の一括上程、説明、採決	15
○報告第1号の上程、説明、質疑	16
○報告第2号の上程、説明、質疑	17

○議案第3号の上程、説明、議案調査	17
○議案第4号の上程、説明、議案調査	19
○議案第5号の上程、説明、議案調査	21
○議案第6号の上程、説明、議案調査	24
○議案第7号の上程、説明、議案調査	25
○議案第8号の上程、説明、議案調査	27
○議案第9号の上程、説明、議案調査	28
○議案第1号の上程、説明、議案調査	29
○議案第2号の上程、説明、議案調査	36
○議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、議案調査	37
○議案第12号の上程、説明、議案調査	38
○議案第13号の上程、説明、議案調査	39
○散会の宣告	40

第 2 号 (6月12日)

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	44
○欠席議員	44
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
○職務のため出席した者	44
○開議の宣告	45
○議事日程の報告	45
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	45
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	47
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	49

○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第10号及び議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	51
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○委員会報告について	53
○閉会中の継続審査（調査）事件について	57
○町政一般質問	58
増子京子君	58
里見武男君	62
齋藤貴史君	66
○延会について	73
○延会の宣告	73

第3号（6月13日）

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	75
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
○職務のため出席した者	76
○開議の宣告	77
○議事日程の報告	77
○町政一般質問	77
井上日出来君	77
高橋徳樹君	87
○町長挨拶	100
○議長挨拶	101
○閉会の宣告	101
○署名議員	103

令和 7 年 6 月 4 日（水曜日）

（第 1 号）

令和7年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月4日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第 6 議会運営委員会委員の選任の報告
- 第 7 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第 8 議会広報特別委員会委員の辞任について
- 第 9 議会広報特別委員会委員の補充について
- 第10 予算決算特別委員会委員長の互選結果の報告
- 第11 議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第12 選挙第 1 号 吾妻東部衛生施設組合議会議員補欠選挙
- 第13 選挙第 2 号 吾妻環境施設組合議会議員補欠選挙
- 第14 同意第 1 号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第15 同意第 2 号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について
- 第16 同意第 3 号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について
- 第17 報告第 1 号 令和6年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第18 報告第 2 号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第19 議案第 3 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第 4 号 東吾妻町吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 第21 議案第 5 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 第22 議案第 6 号 東吾妻町総合農政推進資金融通措置条例の全部を改正する条例について

て

- 第23 議案第 7号 東吾妻町道路構造条例の一部を改正する条例について
第24 議案第 8号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について
第25 議案第 9号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第26 議案第 1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）
第27 議案第 2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第28 議案第10号 町道路線の廃止について
第29 議案第11号 町道路線の認定について
第30 議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）
第31 議案第13号 物品購入契約の締結について（G I G Aスクール1人1台端末備品購
入）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	高 橋 弘 君	2番	齋 藤 貴 史 君
3番	増 子 京 子 君	4番	渡 一 美 君
5番	井 上 日出来 君	6番	高 橋 徳 樹 君
7番	里 見 武 男 君	8番	小 林 光 一 君
9番	重 野 能 之 君	10番	竹 渕 博 行 君
11番	佐 藤 聰 一 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	石 村 文 明 君
教 育 長	茂 木 一 弘 君	総 務 課 長	酒 井 文 彰 君

企画課長	玉橋晃君	まちづくり 推進課長	寺嶋徳郎君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	藤岡剛君	農林課長	白石彰久君
建設課長	永村達之君	上下水道課長	角田良信君
会計課長兼 会計管理者	代田聰君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	伊澤文邦君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山孝弘	議会事務局長	小林稔
議会会計年度員 任用職員	田中すずの		

◎議長挨拶

○議長（高橋 弘君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、本日ここに令和7年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼申し上げます。

本定例会におきましては、人事案件をはじめ、報告、条例、令和7年度補正予算案など多くの重要案件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

会期中、町長はじめ、執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願ひいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用紙は、お帰りの際にはお返しくださいますよう併せてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（高橋 弘君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和7年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対して、心より厚く御礼を申し上げます。

先月24日には、八ッ場ダムの放流を観覧いただく体験型イベントを実施いたしました。ふるさと納税の返礼企画として設けた観覧枠には、愛知県からお越しの方々をはじめ、関東近県から多くの皆様が集まり、寄附者55名と230名の町民の皆様が、迫力あるダムの放流を

堪能されました。寄附者の皆様からも好評をいただいており、今後も体験型ふるさと納税の一環として継続してまいります。

また、31日にはスポーツフェスティバルを開催し、およそ400名の方々がニュースポーツやレクリエーション種目を楽しみました。世代や地域を超えた交流が生まれ、健康づくりと地域活力の向上につながる一日となったものと存じます。今後も、スポーツを通じたコミュニティーづくりを推進してまいります。

さて、本定例会では、人事案件3件、条例関係7件、予算関係2件、報告関係2件、その他4件、合計18件を提案させていただく予定でございます。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願ひいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 弘君） ただいまより令和7年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、齋藤貴史議員、3番、

増子京子議員、4番、渡一美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月13日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認め、会期は10日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、6月5日正午までといたしますので、よろしくお願ひいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からぬ場合、または町の事務の範囲外であったり、適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（高橋 弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長より東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧が提出されましたので、併せて配付してありますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（高橋 弘君）　日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る5月27日に開催されました、全国町村議長会主催の全国町村議長・副議長研修会について、9番、重野能之議員より報告願います。

9番、重野能之議員。

（9番　重野能之君　登壇）

○9番（重野能之君）　それでは、報告を申し上げます。

令和7年度町村議会議長・副議長研修会が、令和7年5月27日東京国際フォーラムホールAで開催されました。今回3名の講師の先生をお招きして、講義を受けてまいりました。

まず、最初に、広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DXについて、内閣府政策統括官高橋謙司氏。2人目として、平成からの災害に学ぶ復旧復興まちづくりの課題、明治大学名誉教授青山侑氏。3人目に、災害と議会議員の役割として、同志社大学名誉教授の新川達郎氏の講義を受けてまいりました。

今回の研修を生かしまして、今後もさらに精進を重ねていきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君）　重野能之議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（高橋 弘君）　日程第5、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

5月16日に開催した各常任委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長から発表させます。

朗読を願います。事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君）　それでは、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を朗読させていただきます。

総務建設常任委員会委員長、高橋徳樹委員、副委員長、井上日出来委員、文教厚生常任委

員会委員長、渡一美委員、副委員長、増子京子委員。

○議長（高橋 弘君） ただいま発表のとおり、委員長・副委員長が決定いたしました。

以上で、委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任の報告

○議長（高橋 弘君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任の報告を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任の報告については、去る5月16日に、委員会条例第7条の規定により、閉会中の議長の指名により、お手元に配付のように指名いたしました。

朗読を願います。事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、議会運営委員会委員の選任の報告をさせていただきます。

委員氏名、増子京子委員、渡一美委員、井上日出来委員、高橋徳樹委員、里見武男委員、佐藤聰一委員。

○議長（高橋 弘君） ただいま朗読のとおり、選任結果の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（高橋 弘君） 日程第7、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

5月16日の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長から発表させます。

朗読を願います。事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告をさせていただきます。

議会運営委員会委員長、佐藤聰一委員、副委員長、里見武男委員。

○議長（高橋 弘君） ただいま発表のとおり、議会運営委員会委員長・副委員長が決定いたしました。

以上で、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議会広報特別委員会委員の辞任について

○議長（高橋 弘君）　日程第8、議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

先日の閉会中に、里見武男議員から、一身上の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されており、地方自治法第117条の規定により、里見武男議員の退場を求めます。

（7番 里見武男君 退場）

○議長（高橋 弘君）　お諮りいたします。里見武男議員の申出のとおり、辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君）　異議なしと認めます。

したがって、里見武男議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

里見武男議員の入場を許可いたします。

（7番 里見武男君 入場）

○議長（高橋 弘君）　里見武男議員に申し上げます。

議会広報特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

先日の閉会中に、渡一美議員から、一身上の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。地方自治法第117条の規定により、渡一美議員の退場を求めます。

（4番 渡 一美君 退場）

○議長（高橋 弘君）　お諮りいたします。渡一美議員の申出のとおり、辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君）　異議なしと認めます。

したがって、渡一美議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

渡一美議員の入場を許可します。

(4番 渡 一美君 入場)

○議長（高橋 弘君） 渡一美議員に申し上げます。

議会広報特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎議会広報特別委員会委員の補充について

○議長（高橋 弘君） 日程第9、議会広報特別委員会委員の補充についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の補充については、委員会条例第7条第4項の規定により、ただいまお配りする、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読を願います。事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、議会広報特別委員会委員の補充について、朗読をさせていただきます。

議会広報特別委員会小林光一委員、竹渕博行委員。

○議長（高橋 弘君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり議会広報特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で、議会広報特別委員会委員の補充についてを終わります。

ここで、予算決算特別委員会委員長の里見武男委員長より、先日、予算決算特別委員会委員長の辞職願が出されておりますので、休憩を取り、予算決算特別委員会委員長の辞職許可と委員長の互選、議会広報特別委員会においては委員長が欠けているため、委員長の互選、それから、議会広報特別委員会副委員長の井上日出来副委員長からも、先日、議会広報特別

委員会副委員長の辞職願が出されておりますので、議会広報特別委員会副委員長の互選のための委員会を、第1委員会室で開催したいと思います。

予算決算特別委員会、議会広報特別委員会ともに、委員長の互選は副委員長が進行していただき、議会広報特別委員会は、委員長決定後の副委員長の辞職許可、互選等は、就任された委員長が進行してください。最初に、予算決算特別委員会から開催してください。予算決算特別委員会終了後、議会広報特別委員会の開催をお願いいたします。

ここで、休憩といたします。

再開を10時45分といたします。よろしくお願ひします。

(午前10時20分)

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

(午前10時45分)

◎予算決算特別委員会委員長の互選結果の報告

○議長（高橋 弘君） 日程第10、予算決算特別委員会委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま予算決算特別委員会において、委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、予算決算特別委員会委員長の互選結果の報告をさせていただきます。

予算決算特別委員会委員長、重野能之委員。

○議長（高橋 弘君） ただいま発表のとおり、予算決算特別委員会委員長が決定をいたしました。

以上で、予算決算特別委員会委員長の互選結果の報告については終わります。

◎議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（高橋 弘君）　日程第11、議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま議会広報特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君）　それでは、議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告をさせていただきます。

議会広報特別委員会委員長、重野能之委員、副委員長、齋藤貴史委員。

○議長（高橋 弘君）　ただいま発表のとおり、議会広報特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎選挙第1号について

○議長（高橋 弘君）　日程第12、選挙第1号　吾妻東部衛生施設組合議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君）　異議なしと認めます。

したがって、議長において指名推選することに決定いたしました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に高橋弘、重野能之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました高橋弘、重野能之議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました2名が、吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

◎選挙第2号について

○議長（高橋 弘君） 日程第13、選挙第2号 吾妻環境施設組合議会議員補欠選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

吾妻環境施設組合議会議員に高橋弘、重野能之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高橋弘、重野能之議員を吾妻環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました2名が、吾妻環境施設組合議会議員に当選

されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（高橋 弘君）　日程第14、同意第1号　東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君）　同意第1号　東吾妻町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員は、地方教育行政法第4条第2項の規定より、人格が高潔で教育、学術、文化に関し識見を有する者から議会の同意を得て任命するものでございます。任期は4年と定められております。

富澤昌久さんは、前任者の残任期間である6月20日をもって任期満了となります。令和6年6月21日に教育委員に就任して以来、知識や経験を積み重ねており、引き続き任命することが適当であると考えておりますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

ご同意いただければ、6月21日付で任命する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君）　説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを適任と認めるに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり同意されました。

◎同意第2号及び同意第3号の一括上程、説明、採決

○議長（高橋 弘君）　日程第15、同意第2号　東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について、
日程第16、同意第3号　東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任についての計2件を一括議題と
いたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君）　同意第2号、同意第3号　東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任につい
て、関連がございますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

懲戒審査委員会委員は、職員の懲戒処分について審査をしていただく、諮問機関の委員で
ございます。懲戒審査委員会設置規則第2条の規定により、委員は3名で組織され、学識経
験を有する者のうちから2人を議会の同意を得て町長が任命するものでございます。任期は
2年と規定されております。

今回お願いする方は、平成29年から委員としてお世話になっております二階堂慎さんと、
令和3年から委員としてお世話になっております萩本強志さんでございます。お二人とも弁
護士であり、適任者と考えております。

ご同意いただければ、6月30日付で任命する予定でおりますので、よろしくお願ひいたし
ます。

○議長（高橋 弘君）　説明が終わりました。

本2件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決
を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君）　異議なしと認めます。

最初に、同意第2号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号　東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任については、原案の
とおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第3号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（高橋 弘君） 日程第17、報告第1号 令和6年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 令和6年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、令和6年度中の補正予算においてご議決いただきました繰越明許費補正の計算書、合計17事業でございます。一覧のとおり、繰越事業費の繰越額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（高橋 弘君）　日程第18、報告第2号　令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計

（施設勘定）繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君）　報告第2号　令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計（施設勘定）

繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、令和6年度中の補正予算においてご議決いただきました繰越明許費補正の計算書、1件の事業でございます。一覧のとおり、繰越し事業費の繰越額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 弘君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君）　日程第19、議案第3号　東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第3号　東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、宿泊料の支給に関して、用務の性質上等の特別な理由により定額を超える

る宿泊費用が発生した場合に、その実費を支給することができることとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

それでは、本議案の要点についてご説明申し上げます。

初めに、今回の改正の背景ですが、現在本町職員の宿泊を伴う出張時の宿泊料といたしましては、条例で1万1,000円を上限設定しております。しかしながら、昨今の物価上昇や観光需要の高まりにより、主要都市はもとより、近県においても1万1,000円以下で適当な宿泊施設を確保することが難しくなってきております。その結果、公務出張でありながら職員が差額を自己負担する事例が発生しており、公務の円滑な遂行に支障を来すおそれがございます。

国・県におきましても、令和6年度以降宿泊料を定額プラス必要に応じた実費支給という方向で見直す動きが示されており、全国の自治体でも、実費精算を可能とする同様の改正が進められております。このため、本町におきましても、歩調を合わせる形での早期対応が必要と判断したものでございます。

改正条文についてですが、お手元の新旧対照表をご覧ください。

右側が現行規定、左側が改正案でございます。

改正前の第17条では「宿泊先の区分に応じた定額支給」と規定されております。この別表の金額は、政令指定都市などの甲地方が「1万1,000円」それ以外の乙地方が「1万円」となっております。改正後では、同条の末尾にただし書を追加し「用務の性質上、あらかじめ宿泊施設を指定される等の特別の理由により、定額の宿泊料を超える場合は、その実費額を支給することができる。」と明記しております。

これにより、主催者側から宿泊先を指定される場合や、会場周辺に宿泊施設が限定され高額となる場合など、やむを得ず定額を超える宿泊料が生じたときは、実費を支給することを可能とするものでございます。対象件数は、年間で十数件程度と見込んでおり、財政への影響は限定的であると考えております。

実費精算に際しましては、事前協議を行い、適正な経費執行を徹底してまいります。

本条例は、公布の日から施行し、適用は令和7年4月1日からとしております。

以上が改正の要旨でございます。公務の円滑な遂行につながりますようご審議をいただきまして、お認めくださいますようよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第20、議案第4号 東吾妻町吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、物価高騰に伴う使用料金の改定と、本施設の特徴を残しつつ町内類似施設の例規の整合性を図るために、例規の全部を改正するものでございます。

なお、吾妻峡温泉天狗の湯使用料条例につきましては廃止とし、本条例に組み込む形でのご提案でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決くださいま

すようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） お世話になります。

議案第4号 東吾妻町吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、物価高騰に伴う使用料の改定と、町内類似施設の例規の整合

性を図ることが主なものとなります。

それでは、改正条例をご覧になってください。

まず第1条でございますが、趣旨を規定するものでございます。

第2条でございますが、設置について規定するものでございます。現在、道の駅として活用してございますが、天狗の湯につきましては、ハッ場ダム建設に伴う地域振興と活性化のために建設した経緯がございますので、「ハッ場ダム周辺」という表記を残させていただいております。

第3条でございますが、利用許可について規定するものでございます。

第4条でございますが、利用許可の制限について規定をするものでございます。第1号から第4号のいずれかに該当する場合には、利用許可をしないということができると定めてございます。

第5条でございます。利用許可を受けた者が、第1号から第5号のいずれかに該当するときに、利用の取消しができることを規定したものでございます。

第6条でございますが、管理について規定するものでございます。

第7条でございますが、指定管理者による管理について規定するもので、第2項の第1号から第5号の業務のほか、第5項では第3条から第5条の規定中にある町長の表記を、「指定管理者」と読み替えることで業務管理の向上を図るものでございます。

第8条でございますが、使用料について規定するものでございます。使用料の改定につきましては、電気、水道、燃料に関する費用を、物価高騰の前となります令和2年度と令和5年度の決算を比較した際の差額、そして、コインロッカーの無料化による収入減分を合計した金額を基準として、令和5年度の入館者数を使用料で補填できる額として算定をさせていただきました。第2条に規定されている、住民の福祉と健康の増進を図るという目的を踏まえて、施設の管理運営上必要な最小限の見直しとさせていただいております。

一番後ろのページとなりますが、別表をご覧になってください。

吾妻峡温泉天狗の湯の使用料となっております。大人「500円」 3歳以上12歳未満の子供及び身体障害者は半額の「250円」でございます。

利用時間につきましては、現在「3時間以内」となっているところですが、利用時間の制限を廃止させていただきます。

次に、個室使用料でございますが「2時間2,500円」とさせていただいております。

次に、源泉水販売料でございますが、区分といたしまして1,000リットルを単位として、

「700円」での販売でございます。下段のところに「施設の温泉利用に支障がない範囲内とする。」と記載がございますけれども、こちらにつきましては、源泉の湧出量が限られているため、源泉水販売でくみ上げし過ぎてしまいすると、源泉ポンプが停止してしまうという状況が起こります。それによって、天狗の湯自体の営業に支障がないように規定するものでございます。現在は、コニファーいわびつにおいて露天風呂で使用いただいており、週に1度購入がございます。

1ページお戻りいただきまして、第8条の第2項では、天狗の湯利用者への便宜を図るため「回数券、定期券及び個室回数券を発行することができる」と規定してございます。

第9条でございますが、使用料の不還付について、第1号及び第2号のいずれかに該当するとき以外は使用料の還付は行わないことが規定されてございます。

第10条でございますが、使用料の減免について規定するものでございます。

第11条でございます、賠償責任について規定するものとなってございます。

第12条でございますが、委任について規定するものでございます。ここでは「本条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める」ということをさせていただいております。

続きまして、附則でございますが、第1項は施行期日を令和7年9月1日と規定してございます。

第2項でございますが、吾妻峡温泉天狗の湯使用料条例の廃止を規定するものでございます。

第3項でございますが、現在使用可能とされている回数券につきまして、令和8年8月31日までの使用期限を設けさせていただくものでございます。こちらにつきましては、8月末に駆け込み購入が想定されますので、使用期限までに使い切れる程度の購入を促すものでございます。

改正内容につきましての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第21、議案第5号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、物価高騰に伴う使用料金の改定と、本施設の特徴を残しつつ町内類似施設の例規の整合性を図るために、条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、議案第5号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほどの天狗の湯と同様に物価高騰に伴う使用料の改定と、町内類似施設の例規の整合性を図ることが主なものとなります。

それでは、改正条例をご覧ください。

第1条でございますが、趣旨を規定するものでございます。

第2条でございますが、設置について規定するものでございます。

第3条でございますが、利用許可について規定するものでございます。

第4条でございますが、利用許可の制限について規定するもので、第1号から第4号のいずれかに該当する場合に、利用許可をしないことができると定めてございます。

第5条でございますが、利用許可を受けた者が第1号から第5号のいずれかに該当するときに、利用の取消しができることを規定したるものでございます。

第6条でございますが、管理について規定するものでございます。

第7条でございますが、指定管理者による管理について規定するもので、第2項の第1号から第5号の業務のほか、次ページの第5項では、第3条から第5条の規定中にある町長を指定管理者と読み替えることで、業務管理の向上を図るものでございます。

第8条でございますが、使用料について規定するものでございます。こちらも天狗の湯と

同様なんですが、使用料の改定につきましては、電気、水道、燃料に係る費用を物価高騰前の令和2年度と令和5年度の決算を比較した際の差額、そしてコインロッカー無料化による減収分を合計した金額を基準として、令和5年度の入館者数を使用料で補填できる額として算定してございます。第2条に規定されている、住民の福祉と健康の増進を図るという設置目的を踏まえて、施設の管理運営上必要な最小限の見直しとさせていただいております。

ページの一番下になりますけれども、別表（第8条関係）をご覧ください。

あづま温泉桔梗館使用料となっております、大人「600円」。次のページに移りまして、18時30分以降から利用者を対象に夜券というのが現在あるんですけども、こちらに関しましては「500円」とさせていただいております。3歳以上12歳未満の子供及び身体障害者、65歳以上の町内在住高齢者につきましては、半額の「300円」となってございます。

利用時間につきましては、現在「3時間、5時間、1日」となっておりますが、利用時間の制限は廃止といたします。

続いて、個室使用料でございますが、こちらも現在は使用料に合わせて「3時間3,000円」「5時間5,000円」「1日8,000円」と規定されておりますけれども、改正後につきましては「1時間1,000円」として、利便性の向上を図るものでございます。

次に、附帯設備使用料でございますが、1曲当たりカラオケの機器使用料となってございます。1曲は100円でございます。

続いて、源泉水販売料でございます。現在は250リットル「100円」となっております、すこやかセンター福寿草限定の販売となっているものでございます。こちらを、福寿草限定というのを解除させていただいて、希望される方に1,000リットル単位での販売ができるようになります。天狗の湯に合わせ、1,000リットルを単位に「700円」での販売とさせていただくものでございます。下段に「施設の温泉利用に支障がない範囲とする。」と記載がございますが、こちらにつきましても、源泉の湧出量が限られておりますので、くみ過ぎてしまって源泉ポンプの停止を防ぐために、桔梗館自体の営業に支障がでない範囲ということで定めるものでございます。

1ページお戻りください。

中段になりますが、第9条でございますが、使用料の不還付について第1号、第2号のいずれかに該当するとき以外は使用料の還付は行わないことが規定されてございます。

第10条でございますが、使用料の減免について規定するものでございます。

第11条でございますが、賠償責任について規定するものでございます。

第12条でございますが、委任について規定するものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項につきましては、施行期日を令和7年9月1日と規定してございます。第2項でございますが、現在使用可能とされている回数券につきまして、令和8年8月31日までの使用期限を設けさせていただくものでございます。こちらも、天狗の湯同様8月末に駆け込み購入が想定されますので、使用期限までに使い切れる程度の購入を促すものでございます。

改正内容についての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第22、議案第6号 東吾妻町総合農政推進資金融通措置条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町総合農政推進資金融通措置条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提出させていただくこの議案は、群馬県の行う農業制度資金の要綱の名称変更に伴い、町の現行条例を全部改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

それでは、議案第6号 東吾妻町総合農政推進資金融通措置条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町長提案のとおり、群馬県の農業制度資金の要綱の名称変更に伴い、条例を改正するものでございます。

群馬県総合農政推進資金融通措置要綱の名称が、「群馬県総合農政利子負担軽減制度要綱」に改正され、現行条例の全部を改正するものでございます。

それでは、改め文をご覧ください。

条例名は、東吾妻町総合農政利子負担軽減制度条例といたします。

第1条でございますが、現行条例と同様に、農業者等へ利子補給等の措置を講ずることで、農業の振興を図ることを目的といたしております。

第2条では、「融資機関」、「農業者等」及び「利子補給等」の定義を「県要綱」により規定しております。

第3条の県要綱で定める融資対象資金は、現在、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、形態育成強化資金が対象となっております。

第4条の利子補給等では、予算の範囲内で融資機関に利子補給等を行う契約を結ぶことができることとし、第5条では、利子補給等の限度額は予算の範囲内の額を限度とするとしております。

第6条では、必要に応じ融資機関から報告を徴し、職員に必要な調査を行わせることができますとし、第7条では、違反があった場合補給すべき利子の全部もしくは一部の補給の中止または還付を、第8条では、委任を規定いたしました。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第23、議案第7号 東吾妻町道路構造条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町道路構造条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年に地域主権改革一括法が公布され、これまで国が一律で定めていた公共施設の設置管理基準が、市町村の条例に委任されました。東吾妻町では、都道府県及び市町村道の構造の技術基準を定めている道路構造令を参照し、東吾妻町道路構造条例を制定しております。

このたび、道路法の一部が改正され、それに関連して道路構造条例の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（永村達之君） お世話になります。

議案第7号 東吾妻町道路構造条例の一部を改正する条例について、詳細について説明させていただきます。

自転車を安全かつ円滑に通行させるため、車道左端に設けられる自転車通行帯の規定の新設と、自転車のみ走行可能な空間とするため、防護柵等により区画して設けられる自転車道の設置要件に、設計速度60キロメートル毎時以上の道路を対象とする規定の追加になります。東吾妻町道路構造条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第3号、第5項、第6条第2項は、自転車通行帯の規定を新たに新設したことにより、号や補足を加えるものでございます。

第8条第1項、第2項については、自転車道の設置要件の規定の追加となります。

第8条の2は、自転車通行帯の規定を新たに加えるものになります。

第9条第1項、第10条第1項、第31条第1項第3号については、自転車通行帯の規定を新設したことにより、本文や補足を加えるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君）　日程第24、議案第8号　東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君）　議案第8号　東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国が示す家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を参照して条例を制定しておりますが、今回の改正では、一部表記の誤りを見直すほか、表記方法の整理などを行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君）　続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君）　よろしくお願ひします。

新旧対照表をご覧ください。

第3条は、漢字を平仮名に改めるものでございます。

第8条の3は、漢数字を算用数字に改めるものでございます。

第10条は、平仮名を漢字に改めるものでございます。

第17条は、次ページになりますけれども、記載の不足があったことから「その他の施設」に修正するものでございます。

第18条は、言い回しを修正するものでございます。

第22条は、表記を「町」に改めるものでございます。

第29条ですけれども、イロハ順の表記を50音順の表記に上下欄を左右欄の言い回しに、さらに漢字を平仮名に改めるものでございます。

第30条、次ページの32条につきましては、定義用語の後ろにそれぞれ1文字分の空欄を

設けるものでございます。

第38条は、表記を「町」に改めるものでございます。

第43条は、上下欄を左右欄の言い回しに改めるものでございます。

第44条は、イロハ順の表記を50音順の表記に、上下欄を左右欄の言い回しに、漢字を平仮名に改めるものでございます。

第45条は、文字を削るものでございます。この条例に関しましては、当町にこの施設等はございません。

条例の施行は、公布の日としております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第25、議案第9号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町中世城館再調査事業を実施するに当たり、中世城館調査員の報酬を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） よろしくお願ひします。

新旧対照表をご覧ください。

東吾妻町中世城館再調査事業の実施に当たり、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例で、報酬を定めたいと思っております。

調査員の報酬は1万円とします。

適用につきましては、令和7年4月1日からあります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第26、議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに5,002万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億4,502万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費補正のほかに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税補足給付金支給事業などが主な内容となっております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

初めに、第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ5,002万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億4,502万1,000円とするものでございます。

続きまして、第2条は、債務負担行為の補正でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

次に、詳細についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

第2表でございますが、債務負担行為の追加でございます。管内小中学校ICT支援員巡回業務委託としまして、令和8年度から9年度までの2年間で、限度額1,056万円を追加するものでございます。

続きまして、第3表地方債補正でございますが、除却事業（過疎債ソフト分）の借入限度額4,380万円を4,440万円に増額変更するものでございます。

続きまして、7ページの歳入をご覧ください。

11款1項1目地方交付税でございますが、普通地方交付税9万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、15款1項1目民生費国庫負担金でございますが、子ども・子育て支援交付金の地域子育て支援拠点事業に関する国庫負担金190万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、2項1目総務費国庫補助金でございますが、定額減税を補足する一連の給付金支給事業に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,489万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金11万円でございます。

障害者自立支援給付審査支払システムの改修に伴う追加でございます。

続きまして、16款1項1目民生費県負担金でございます。子ども・子育て支援交付金の地域子育て支援拠点事業に関する県負担金190万1,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

22款1項1目総務債でございますが、除却事業債（過疎債ソフト分）60万円を追加する

ものでございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 今回の歳出補正予算案ですが、全般にわたりまして、4月の人事異動に伴う人件費の調整による補正が多くなっております。このため、人件費部分に関する説明につきましては、必要最小限とさせていただきたいと存じますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、1款1項1目議会費に50万9,000円の追加でございます。4月の人事異動に伴う職員の給料、手当等、人件費の増額調整でございます。そのほか、共済組合負担金につきましては、料率改定に伴う調整となります。

続いて、2款1項1目一般管理費、職員人件費は311万1,000円の減額となります。こちらも人事異動に伴う人件費の減額調整でございます。

続いて、5目財産管理費につきましては、財源更正となります。内容といたしましては、旧東中学校体育館解体工事に伴う除却事業債の起債額を60万円増額し、同額の60万円を一般財源から減額するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続いて、10ページをご覧ください。

2款1項10目運輸対策費、路線バス運行対策事業の測量・設計・監理委託料でございます。事務分掌の見直しにより、交通結節点整備事業につきまして、令和7年度より企画課から建設課へ移管となったことに伴い、関連する業務委託費1,178万5,000円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、13目交通対策費は、吾妻警察署の移転に伴う小・中学校児童生徒の安全な通学路確保のための信号機の設置に係る土地購入費など、合計で300万円を追加計上するものでございます。

現在、国道145号線メガネのイタガキ様敷地の一角に、信号機を設置する方向で調整を進

めております。信号機自体は警察本部が設置主体となります、設置要件として町が土地を提供する必要があるため、関連する費用を今回、補正予算計上するものでございます。

内訳といたしましては、用地測量及び分筆登記等委託料50万円、歩行者の滞留場所整備工事費として100万円、土地購入費50万円、看板移設に伴う補償金100万円、以上の合計で300万円でございます。

本補正予算可決後に速やかに用地確保に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） お世話になります。

17目地域活性化対策費の共済費でございますが、会計年度任用職員の社会保険から共済への移行等に伴う調整でございます。5万3,000円の増額となります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） お世話になります。

続きまして、2款2項徴税費1目税務総務費では、2節給料から次ページの4節共済費まで、人事異動に伴う人件費617万3,000円の追加のお願いでございます。

次に、2目賦課徴収費では、11節役務費と13節使用料及び賃借料で51万2,000円の追加のお願いでございます。説明欄をご覧ください。

賦課徴収費では、低所得者支援及び定額減税補足給付金システム利用料で35万8,000円を計上しております。これは、前年度に実施しました定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方をデータ抽出するシステム利用料です。

次に、収税では、徴収対策手数料で15万4,000円を計上しております。これは、預貯金額電子照会の手数料です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、393万6,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

職員人件費におきまして、人事異動や会計年度任用職員の任用に伴います393万6,000円

の増額のお願いでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） お世話になります。

12ページをご覧ください。

3款民生費1項1目の社会福祉総務費、社会福祉事業41万1,000円の追加のお願いでございますが、職員人事異動に伴う人件費補正となります。

次の定額減税補足給付金支給事業（不足給付）でございますが、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と昨年の調整給付額との間に差額が生じた方への不足の給付及び昨年まで税制度上、扶養親族の対象外であった青色事業専従者等への不足給付の2種類の給付金を合わせまして4,400万円、ほかシステム改修など事務費の総計で4,489万3,000円の計上でございます。

財源につきましては100%国庫補助金、重点支援地方交付金でございまして、順次準備を進めさせていただき、給付については8月以降と予定しております。

2目の障害福祉費、障害児者総合支援事業ですが、障害者自立支援システムのコード設定改修のため、委託料22万円の追加でございます。半額に当たる11万円は国庫から補助がなされます。

4目の老人福祉費、地域包括支援センター事業は、人事異動による人件費補正47万5,000円の追加でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） よろしくお願ひします。

3款1項6目国民健康保険費では、33万1,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

こちらも人事異動に伴います人件費、33万1,000円の増額のお願いでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 13ページをお願いします。

3款2項1目児童措置費、子育てひろばは、地域子育て支援拠点事業の実施に伴う人件費936万8,000円の補正でございます。

2目保育所費は、人事異動に伴う人件費248万1,000円の減額でございます。

14ページをお願いします。

3目学童保育費は、人件費6万5,000円の増額でございます。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、人事異動に伴う人件費補正478万6,000円の追加のお願いです。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 同じ枠内になりますが、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金は606万2,000円の追加のお願いです。

説明欄をお願いいたします。

こちらは、人事異動に伴う人件費606万2,000円の増額ということでございます。詳細につきましては、特別会計のほうでご説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 2目の予防費、定期外予防接種事業68万円の追加のお願いです。帯状疱疹予防接種の定期接種化に伴い、65歳から5歳刻みとしている定期の対象年齢以外の方に向けた救済措置として、同等の助成を償還払いを行うことといたしました。当初、予算編成時には単価も不確定で計上できなかったため、今回新たに65歳以上で定期接種を受けていない方への帯状疱疹予防接種費用助成金として、不活化ワクチン1回当たり1万1,100円30人分のさらに2回分で66万6,000円、生ワクチン1回4,500円3人分1万3,500円の計上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） 引き続き15ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費43万7,000円の減額でございます。人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

2目の農業総務費1,147万1,000円の減額、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） お世話になります。

16ページをご覧ください。

7款商工費、1項1目商工総務費でございますが、人事異動に伴う人件費の追加のお願いでございます。83万2,000円の追加となります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 建設課長。

○建設課長（永村達之君） 8款1項1目道路橋りょう総務費591万2,000円の増額のお願いでございます。人事異動に伴う人件費の増額でございます。

8款2項1目都市計画総務費1,178万6,000円の増額のお願いでございます。令和7年4月1日に事務分掌に関する規則の見直しがあり、交通結節点整備事業が企画課から建設課の業務になったことに伴い、2款1項10目運輸対策費1,178万5,000円を減額して、8款2項1目都市計画総務費1,178万6,000円の増額でございます。減額と増額で1,000円の差があるのは、予算システム上減額は切捨て、増額は切上げとなることから差がでております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款1項2目事務局費は、人事異動等に伴う人件費6万9,000円の増額でございます。

5目給食センター運営管理費は、人件費補正のほか、人事異動に伴う人員減に対応するため、給食運搬車運転業務委託料に193万6,000円を追加するものでございます。

18ページお願ひします。

6目外国青年招致事業費は、人件費補正のほか、当初1人のALTの退職予定から、さらに1人が追加退職することになり、新たにALTを迎えるための費用を含めて合計で99万2,000円を追加するものでございます。

2項1目小学校学校管理費は、人事異動に伴う人件費182万9,000円の増額でございます。
19ページをお願いします。

3項1目中学校学校管理費は、人件費14万4,000円の増額です。

4項1目こども園管理費は、人件費1,747万円の減額でございます。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） お世話になります。

20ページをお願いいたします。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費でありますが、98万6,000円の減額をお願いいたします。人事異動に伴う補正でございます。

21ページをお願いいたします。

10款 6 項保健体育費、3 目施設管理費ですが、23万7,000円の追加をお願いいたします。 庁用車の燃料費の補正でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願ひいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第27、議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、施設勘定について、歳入歳出それぞれ606万2,000円を増額補正し、予算の総額を7,000万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） よろしくお願ひいたします。

1ページをお願いいたします。

施設勘定におきまして、歳入歳出それぞれ606万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,000万4,000円といたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入となります。

4款繰入金に一般会計からの繰入金606万2,000円の追加をお願いするものでございます。続きまして、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費におきまして、人事異動による職員人件費606万2,000円の追加をお願いするものとなってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第28、議案第10号 町道路線の廃止について、日程第29、議案第11号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 町道路線の廃止について、議案第11号 町道路線の認定について、関連がございますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は、合計で2路線であります。

原町地区の吾妻警察署建設予定地に係る町道5104号線と5105号線でございます。

なお、町道5105号線の認定につきましては、一旦廃止した上で延長を短縮して新たな路線で再度認定をお願いするものでございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（永村達之君） それでは、議案第10号 町道路線の廃止並びに議案第11号 町道路線の認定について、説明させていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、町道5104号線延長15.3メートルと、5105号線延長

143.2メートルです。

吾妻警察署建設予定地内に路線があるため、廃止にするものでございます。

町道路線の認定について、説明させていただきます。

今回認定をお願いする路線は、町道5105号線です。起点を短縮し再度認定をお願いするものでございます。なお、起点終点の位置及び道路延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第30、議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第3分団第1部の消防ポンプ自動車の取得について、ご審議願うものでございます。

指名競争入札により、前橋市に所在の株式会社佐藤工業所と3,278万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、消防ポンプ自動車購入について、詳細説明を申し上げ

ます。

今回、更新を行うのは、三島四戸地区の第3分団第1部に配備する消防車両でございます。

現在使用する車両は、導入から23年が経過し、老朽化が進んでいるため、今後の消防活動に支障を来さぬよう更新を行うものでございます。

現時点では、指名競争入札の結果により、前橋市に所在の株式会社佐藤工業所と3,278万円で仮契約を締結している段階でございます。

議案書の最終ページに、参考として今回購入する予定の消防車両の図面を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

車両形式は、CD-1型と呼ばれるキャブオーバーダブルキャブの車両に、自動車ポンプを標準搭載した、全国の消防団で最も多く導入されている形式の消防車両でございます。ホイールベースが短く、山間部での消防活動にも適した車両となっております。

特別装備品といたしましては、夜間活動に必要なナイトスキャンと呼ばれる照明装置、そして機動性を重視する中で、小型の可搬ポンプをオプションとして追加をしております。

納期につきましては、今年度末までを予定しております。

第3分団第1部は、岩島地区の消防活動の要となる部であり、新車両の導入により、消防団の対応力向上と地域住民の安心安全につながるものと考えておりますので、本契約の締結についてご承認くださいますよう、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第31、議案第13号 物品購入契約の締結について（GIGAスクール1人1台端末備品購入）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

第2期G I G Aスクール構想の取組の一環として、初期導入となった令和2年度から5年目となる本年度、1人1台端末を更新購入するものでございます。

学習用端末の調達に当たっては、群馬県と市町村で構成する、群馬県ICT教育推進研究協議会に参加し、共同作業による事業者選定を進めてきたところであります。

去る5月7日に、見積り合わせの執行を行い、栃木県宇都宮市に所在をします富士電機ITソリューション株式会社北関東支店と3,636万4,284円で仮契約をしており、物品購入契約を締結したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 今回の1人1台端末の購入は、予定価格が700万円以上の物品の買入れ契約となることから、議会の議決を求めるものでございます。

小学校5校の児童用373台、中学校の生徒用224台、予備機90台合計で687台の学習用端末Chromebookを購入いたします。

納入期限を7月末とし、夏季休業中に各種設定などの準備作業を進め、2学期から利活用を目指してまいります。

購入費用は、国が示す算定基準を基にして、3分の2を公立学校情報機器整備事業費補助金で賄う予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月11日までに調査が終了いたしましたようお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋 弘君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は6月12日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 零時04分)

令和 7 年 6 月 12 日（木曜日）

（第 2 号）

令和7年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月12日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 3 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 4 号 東吾妻町吾妻峠温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 第 3 議案第 5 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 第 4 議案第 6 号 東吾妻町総合農政推進資金融通措置条例の全部を改正する条例について
- 第 5 議案第 7 号 東吾妻町道路構造条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 8 号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 9 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 2 号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第10号 町道路線の廃止について
- 第11 議案第11号 町道路線の認定について
- 第12 議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）
- 第13 議案第13号 物品購入契約の締結について（G I G Aスクール1人1台端末備品購入）
- 第14 委員会報告について
- 第15 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第16 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	高橋 弘君	2番	齋藤 貴史君
3番	増子 京子君	4番	渡 一美君
5番	井上 日出来君	6番	高橋 徳樹君
7番	里見 武男君	8番	小林 光一君
9番	重野 能之君	10番	竹渕 博行君
11番	佐藤 聰一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤 恒喜君	副町長	石村 文明君
教育長	茂木 一弘君	総務課長	酒井 文彰君
企画課長	玉橋 晃君	まちづくり 推進課長	寺嶋 徳郎君
保健福祉課長	小池 さつき君	町民課長	谷 直樹君
税務課長	藤岡 剛君	農林課長	白石 彰久君
建設課長	永村 達之君	上下水道課長	角田 良信君
会計課長兼 会計管理者	代田 聰君	学校教育課長	水出 悟君
社会教育課長	伊澤 文邦君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山 孝弘	議会事務局長	小林 稔
--------	-------	--------	------

◎開議の宣告

○議長（高橋 弘君） 皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第1、議案第3号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第2、議案第4号 東吾妻町吾妻峠温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第3、議案第5号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第4、議案第6号 東吾妻町総合農政推進資金融通措置条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第5、議案第7号 東吾妻町道路構造条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第6、議案第8号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第7、議案第9号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第8、議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第9、議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号及び議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第10、議案第10号 町道路線の廃止について、日程第11、議案第11号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。

本2件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第10号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第11号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第12、議案第12号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第13、議案第13号 物品購入契約の締結について（G I G Aスクール1人1台端末備品購入）を議題といたします。

本件については去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長（高橋 弘君） 日程第14、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたら、お願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。登壇願います。

（総務建設常任委員長 高橋徳樹君 登壇）

○総務建設常任委員長（高橋徳樹君） おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会の報告をいたします。

定例会中の委員会では、令和7年度の一般会計補正予算をはじめ、8課の所管事務調査を実施いたしました。

委員会では5つの条例一般改正、また全部の改正案について説明があり、意見交換が行われました。

交通対策費については、2027年度末に予定されております吾妻警察署移転に係る国道145号線の信号機土地購入、看板移転の件の説明がありました。担当課長から、信号機の形態についてはまだ押しボタン式か通常型か確定していないとの報告がありましたが、委員から、車のさらなる渋滞にならないように十分配慮していただきたいという要望がありました。

箱島地区の太陽光発電所設置事業につきましては、地元でのおおむね賛成ということで、事業者との土地賃借契約も終了し、5月より造成事業が進んでいるとの報告がありました。

吾妻峡温泉天狗の湯及びあづま桔梗館の使用料見直しについては、昨今の燃料・電気・水道費高騰により現行料金から20%アップし、9月から料金改定をしたいとの資料説明があり、委員から様々な意見が出されました。

また、次期総合計画の関連と作成につきましては、委員より、これまでの住民からのパブリックコメントも少なく、意見が集約されていない面があるので、住民に関心を持つてもらうためにも、今後、公式LINEをさらに活用すべきではないか。また、創生会議の新メンバーについても熱心な住民参加等があれば定員を超えてという方法もいいのではないかというような意見も出されました。

農林業関係では、町から鳥獣捕獲被害、捕獲頭数報告、認定農業者の現状等の報告があり、委員からは、気候変動による吾妻郡内の農産物生産の変異、こんにゃく価格低迷による転作、森林整備事業に係る山林境界確認の推進等を出され、意見交換が行われました。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

降壇して結構です。

続きまして、文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。登壇願います。

（文教厚生常任委員長 渡 一美君 登壇）

○文教厚生常任委員長（渡 一美君） 議長の許可を得ましたので、本定例会の文教厚生常任

委員会における調査、審議内容についてご報告申し上げます。

6月5日10時より、町長、副町長、6月5日11時から6日にかけて教育長、社会教育課長、学校教育課長、町民課長、保健福祉課長、いわびつ荘の加藤施設長にご出席をいただき調査いたしました。

警察署移転に伴い、通学路の信号機の設置についてや、管内学校関係の債務負担行為について確認をいたしました。また、ALTの欠員に伴う渡航費用についても説明を受けました。こども誰でも通園制度が今年度新たに当町では1歳から2歳児を対象に月10時間まで、はらまち保育所、あづま保育所にて各1名の受入れ、1時間当たり300円の利用料設定の予定です。薬や医療ケアをする園児についてはケース会議等を行うということです。

ウィッグ購入助成金に対して交付要領の見直しを行い、利用しやすくなつたようです。

帯状疱疹ワクチンについては、活発な意見が出されました。

太田地区霊園の建物について、現状は倉庫として使用されているため、今後の用途を再検討するよう意見がありました。

中央公民館改修工事については7月末完成予定、全員協議会で報告があったとおり変更工事が発生したということです。学習スペースの確保も併せて検討を求めました。今後、中央公民館の改修工事が終わり次第、委員会として現地調査を行う予定です。

国民スポーツ大会カヌースラローム競技の開催に向け、町費負担分の内容や県・国の費用配分、テント設置等について説明がありました。プレ大会や対岸整備、土木事務所及び実行委員会の構成に関しても説明がありました。

坂上体育館の設計については、規模等を含めた慎重な検討が必要と意見が出されました。こちらについても委員会として現地調査予定です。

学校活動地域移行について、バレー、陸上、卓球、女子バスケ、野球、ソフトボールの部活動が現行行っており、中学校として統一した方針が示されました。

熱中症対策について、活動中の基準や温度計設置、救急搬送に関してはためらわず迅速な対応を呼びかけているようです。

別室登校、保健室登校、不登校等の実態について報告を受けました。

学校給食センター業務委託については、全員協議会でこちらも報告のとおり、3月にプロポーザルを実施、受託事業者は株式会社ジーエスエフであり、2年間の受託総額は約2億900万円、令和7年8月1日より業務が開始される予定です。

いわびつ荘に関して加藤施設長より、収支、利用状況、職員体制等の詳細説明をいた

だきました。令和6年度第1期の事業実績として、長期利用者1万5,834人、短期利用者258人、計1万6,092人。第1期の事業決算は、収入1億7,779万7,356円、支出1億7,636万3,027円、収支143万4,329円の黒字となっております。

開始当初の長期利用率が66%から4月末の利用率が87.6%と大幅に改善が見られ、加算等も取れるように努力されているようです。現場の苦労や施設長のおかげだと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

天狗の湯とあづま桔梗館の料金改定についても質問が出されました。

最後に、委員会として視察等含めて今後も検討していきます。

以上、文教厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

降壇しても結構です。

議会運営委員会。

議会運営委員長。登壇願います。

（議会運営委員長 佐藤聰一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聰一君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る5月28日開催の議会運営委員会で下記の事項が話し合われました。

1として、議会報告会について。

今年の開催は今までどおり1か所で、11月頃コンベンションホールで行いたいと思います。

また、今後、5ヶ所の開催も視野に入れ検討していくことになりました。

2番、中学生議会について。

中学校の万博への修学旅行が9月に予定される関係で、準備が大変な面もあるので、昨年のようにできないとの中学校の意見もありましたが、11月20日の開催でお世話になろうと思います。内容については、今後、中学校と協議して決めていきたいと思います。

3番として、来年度の令和8年度にタブレットの導入を予定しておりますので、今年度7月か8月頃に議員全員を対象とした、議会運営委員会メンバーの推薦が多いスマートディスカッショングでのデモを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、報告といたします。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

降壇しても結構です。

予算決算特別委員会。

予算決算特別委員長。登壇願います。

(予算決算特別委員長 重野能之君 登壇)

○予算決算特別委員長（重野能之君） それでは、ご報告申し上げます。

去る6月9日、議長にも出席をいただきまして、新体制移行初の委員会を開き、今回は主にワーキンググループ調査報告書に関し協議をいたしました。また、委員の中から意見交換会の開催という大変貴重な提案をいただきまして、執行部に参加をお願いする方向で決定しました。

意見交換会の開催に際しましては、突然の担当課長の参加要請にもかかわらず、ご理解とご了承をいただきました町長、副町長、各課長の皆様に、まずもって心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

このような意見交換会は初めてとなります。執行部、担当課長におかれましては、会の中身、進行に心配な面もあるかもしれません。今回の会は、私たちが取り組みましたワーキンググループ活動の調査報告書を基に委員と担当課長、また委員間相互に意見を交換し、委員及び委員会活動の参考とする、ある意味勉強の場にさせていただきたいと考えています。短い、限られた時間となりますが、有意義なものとなるよう、また、さわやかで新鮮な交換会となるよう、私も責任を持って進行を務めていきますので、当日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

降壇しても結構です。

以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（高橋 弘君） 日程第15、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように閉会中の継続審査（調査）事件として決定

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（高橋 弘君） 日程第16、町政一般質問を行います。

◇ 増子京子君

○議長（高橋 弘君） 最初に、3番、増子京子議員。

(3番 増子京子君 登壇)

○3番（増子京子君） 皆様、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は、町における外国人との共生についてお尋ねいたします。

近年、日本全体が少子高齢化となり、我が町にとっても大きな課題となっております。日本人だけでこの難局を乗り越えることは本当に大変な状況となりました。

以前より、我が町にも外国人の方が単身で、また家族で移り住み、就労に、学業にと取り組んでいただいております。令和6年6月末における中長期在留外国人数は、日本全体で358万8,956人と過去最高を更新いたしました。今後はさらに増えるとも言われております。

我が町におきましても、外国人の方の人数なんですけれども、令和5年3月258名でした。令和6年3月には298名、そして今年度、令和7年3月では343名と着実に増加傾向にあります。移住で来られた外国人の方に長く住んでいただき、東吾妻町の貴重な労働力として地域社会の構成員となっていただく、町の少子高齢化問題解決の一つとしてもいよいよそのような考えにシフトしていく必要があると実感いたします。

それには、当然多くの課題がございます。国による言葉、文化、習慣の違いをどう乗り越え共生していくことができるか、もちろん個人でも違いますが、日本人は勤勉でまじめ、我

慢強いなどの国民性が特徴です。日本の文化を大切にするがゆえ、他国の文化を受け入れることに苦労する方もおられることでしょう。

また、外国人移住者の立場からしますと、言葉、文化、習慣もよく分からず、どうすれば日本人と平和に共生できるかを考えている方も多いいると思います。まずは、お互いの不安を解消し、お互いが安心して歩み寄ることをしっかりとサポートすることが重要だと考えております。

そこで、国際交流協会という協会があるそうです。それぞれの地域で立ち上げ、例としましては、日本語教室や料理教室などで文化交流を行う。また、このようなコミュニティの中でいろいろな人とふれ合い、お互いを理解し合う機会の場、また相談の場としても利用されているようです。

近くの自治体では、長野原町、嬬恋村、渋川市が立ち上げているそうです。群馬県多文化共生・共創推進基本計画というものが令和4年から策定されました。こちらが基本理念なんですけれども、国籍、民族等の異なる人々が互いの文化の違いを認め合い、対等の関係を築こうとしながら、誰一人取り残されることなく地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を生かしつつ文化及び経済において新たな価値を創造し、または地域に活力をもたらす社会の実現と、ちょっとセンテンスの長い文章ですが、そのまま読ませていただきました。

この中にある「誰一人取り残されることなく」というこの文言が大変重要なというふうに考えました。そこで、お尋ねいたします。

我が町でも国際交流協会のような外国人の方が困ったとき、また教えていただきたいとにかくうちよなく相談できる現代の駆け込み寺的なコミュニティづくりを今後お考えでしょうか。

これより先は自席にて行わせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、増子議員のご質問にお答えをいたします。

我が国全体が直面をしている少子高齢化は、東吾妻町におきましても大きな課題であり、地域の将来を見据えた人口対策、労働力確保、地域社会の持続的な形成に取り組む必要があると認識しております。とりわけ近年、外国人の方々の町内居住人口は増加しており、製

造業や農業分野をはじめ、様々な場面で貴重な労働力としてご活躍をいただいております。また、単身のみならず、ご家族とともに暮らし、町内の学校に通うお子様も年々増加しております。

このような状況の中、外国人住民の皆様が安心して生活し、地域の一員として定着していくことは町の活性化につながるものと考えております。

ご指摘のとおり、外国人の方々にとって言語、文化、習慣の違いにつきましては、不安や戸惑いを感じるものであると認識しております。現在、町では外国人の来庁者に対し1階窓口を中心にタブレットを利用した多言語、音声翻訳アプリによる支援や、保健センター、東吾妻中学校等ではポケトークという翻訳機を状況に応じ利用するなど対応しております。また、教育現場では、外国にルーツのある児童生徒に対し日本語指導の個別指導計画を策定し、受入体制の構築に取り組んでいるほか、学校支援員を配置し、学習活動におけるコミュニケーションの支援など、子供たちの置かれた状況に応じて個別の対応を行っております。

また、令和4年3月に策定をされました群馬県多文化共生・共創推進基本計画では、安心して暮らし続けられる環境の整備や新たな価値を創造する環境の整備など、県として基本方針が示され、多文化共生・共創に向けた取組が進められております。

このような中、近隣の長野原町、嬬恋村、渋川市などで国際交流協会等が設立をされ、文化交流などを通じて住民との橋渡し役を担っていることは、町としても注目している取組でございます。

今後、東吾妻町におきましても外国人住民が安心して暮らせる共生の町づくりに向け、相談体制や情報提供の在り方、文化交流の場の設置等について、他自治体の状況も調査を行ながら、必要性を含め検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 3番、増子議員。

○3番（増子京子君） 丁寧なお答え大変にありがとうございました。

今回、なぜこの外国人共生の質問をさせていただいたかと申しますと、やはり人口減少、少子高齢化、先ほど町長もおっしゃられたとおり、既にこの町の中でも、日本の中だけでも解決し切れません。海外からの移住者も大きく視野に入れていく必要性を強く感じております。

しかし、その反面、昨今の日本で起きている闇バイトや交通違反など外国人が関わる事件・事故が増加していることも否めません。町民の皆様も外国人の方とトラブルなく共生し

ていきたいと思うのは当然だと思います。外国人の方が犯罪に手を染めたり、そこまでいかずとも、せっかく夢を抱いてこの東吾妻町に移住してきたけれども、何も得られなかつたとならないよう、その前段階で受入れ側の私たちに何ができるか、それを町長はじめ執行部の皆様とともにお考えいただきたく、この質問をさせていただきました。

外国人移住者の方に対する細やかな配慮は、結果、町民、私たちの安心・安全なまちづくりにつながるということになり、町の治安にも大きく関係してまいります。そのためにも、私は身近な相談窓口が町にあることが大切だと考えました。先ほど町長のご意思を聞けまして、大変にうれしく思っております。

先日なんですかれども、スポーツフェスタが行われました。雨でしたけれども体育館のほうで行われましたが、この行事にも数名の外国人の方が参加されておりました。その様子を見まして、町長どのようにお思いになったか、一言お願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先日のスポーツフェスティバルへ家族でいらしてくれましたね、本当によかったです。初めてのことでしたので、本当に印象に残りました。

増子議員には、今回このようによい質問をしていただきましてありがとうございます。これから東吾妻町は外国人の方と力を合わせながら、互いに暮らしやすい生活の中で共に安定した生活を進めていかなければならぬと思っておりますので、今後とも、増子議員はじめ、皆様のご意見をいただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 弘君） 3番、増子議員。

○3番（増子京子君） 大変にありがとうございます。

先ほどちょっと申し忘れてしまったんですけれども、町長が紹介していただいたポケトーク、翻訳機なんですけれども、このポケトークに関して他町村の議員から、東吾妻町は学校でこのポケトークという翻訳機を外国人生徒が使ってますかということを質問されました。早速、学校教育課の方にお尋ねしたんですけれども、我が町では学校生活内でポケトークを使っていると、ただ、まだまだ開発が必要かなというふうにおっしゃっておりました。

先日も聞いたんですけども、このポケトーク、数多くの国の言語が入っているそうで、そういうことに関してはすごく活用できるのかなというふうに思っております。話は飛んでしまうんですけども、私の身内でも、私の兄夫婦が以前3年間、台湾の高雄のほうで仕事をしながら生活をしておりました。小さい子供2人を連れて4人で行ったんですけれども、また私の主人もカナダのほうで独身時代、少し仕事をしながらいたことがあります。身内2

人に話を聞いたところ、やはり日本に帰ってきて海外でのあれがおいしかったとか、こんな気候だったとか、ここが楽しかったとか、そういう思い出話はあるけれども、最後まで残った記憶というのが現地の人によくしていただいた、優しくしていただいた、いろいろ教えてもらったという、その思い出が今でも強く残っているというふうに言っておりました。

それで、先ほど町長のご答弁いただきまして、前向きなこの町の外国人に対する思いが伝わりましたので、今回このような質問をして本当によかったですというふうに思っております。今後もまた、このようなお話をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 以上で増子京子議員の質問を終わります。

◇ 里見武男君

○議長（高橋 弘君） 続いて、7番、里見武男議員。

（7番 里見武男君 登壇）

○7番（里見武男君） それでは、高橋議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の項目は、蛍光灯2027年問題について質問させていただきます。

去る5月7日の上毛新聞に、「水銀をめぐる2027問題」と1面に大きく掲載されました。水銀に関する水俣条約第5回締約国会議の決定に基づき、一般照明用蛍光灯の製造と輸出入が2027年末で廃止することが決定いたしました。

水俣病とは、1956年に熊本県の水俣湾周辺で初めて患者の発生が報告され、その後も1965年に新潟県の阿賀野川流域においても発生が報告されました。化学工場よりメチル水銀を含む汚染水が海や河川に排出されたメチル水銀化合物が魚介類により吸収されて、それを日常的に食べた人の体内に高濃度のメチル水銀が蓄積し、脳細胞が侵されて感覚障害、運動失調、聴力障害、言語障害、味覚障害、精神障害等、神経系に強い中毒症状を起こし水俣病が発生しました。

水銀添加製品である蛍光ランプは、水銀が健康に悪影響を及ぼすリスクがあり、毒性が高く、水俣病を誘発する原因になること、また適正な処置を怠ると水銀汚染により自然環境を

破壊する恐れがあるため、廃止の規制対象になりました。蛍光灯や白熱灯に代わるLED照明が普及してかなりの年月が経過しているが、蛍光灯はいまだに一般住宅や公共施設等で広く利用されております。2027年末で製造されなくなり、近い将来、生活環境に大きな影響をもたらす可能性があります。

廃止期間までに製造された蛍光灯や蛍光ランプについては、売買や使用が禁止されるものではありませんが、蛍光灯器具の製造は既に廃止されております。近い将来、蛍光灯のランプとLEDランプの差し替えが不可能な器具や、蛍光灯器具が劣化し点灯しなくなるとLEDへの器具交換が必要となります。

そこで、次の5点ほど質問をしたいと思います。

1つ、現在の町内の公共施設のLED化の進捗はどのような状況ですか。

2番目として、LED化は二酸化炭素排出量の削減及び電気料金の削減効果や、第2次総合計画の基本目標3の脱炭素循環型社会の構築が期待できるので、早期の計画を願いたい。

3番目として、当町の公共施設は古い施設がたくさんあり、施設による優先順位等があるかお聞きします。

4番目として、公共施設でなく個人宅等、LED照明に替えなければならない時期が来ると思いますが、物価高の昨今、照明器具も値上がりして、導入を先送りすると将来的に高額な費用がかかるリスクがあります。高齢化世帯や低所得世帯では、今使用している証明器具を買い替えるのも大変だと思いますが、LED照明化に対する補助金等の考えはありますか。

5番目として、蛍光灯2027年問題は、今後、町内全ての事業所、一般家庭に影響しますので、適切な情報を広報等で周知していただきたいと思います。

以上の5点について答弁をお願いいたします。

あとの質問については自席にて行います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の公共施設のLED化の進捗状況についてでございますが、町では地球温暖化対策実行計画や2027年末に蛍光灯の製造や輸出入が禁止されることを踏まえ、公共施設のLED化に取り組んできております。この役場庁舎をはじめ、支所、出張所、社会教育施設及び

学校教育施設など90施設以上の公共施設がございます。

進捗状況でございますが、LED化が完了している施設、一部完了の施設、まだ未実施の施設など様々でございます。最近では、初期投資を抑えるためにLED器具をリースにする手法もあるようでございます。今後も改修時に検討を行い、財政負担の軽減が図れるよう取り組んでまいります。

2点目の脱炭素循環型社会の構築に期待のできる計画でございますが、公共施設の照明をLED化する動きは、省エネによるコスト削減や地球温暖化対策を目的として進めてきているところでございます。平成30年6月に改定いたしました東吾妻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においても、町の事務事業から排出をされる温室効果ガスの削減をしております。対象となる温室効果ガスの中には、公共施設で使用される電気や燃料から排出される二酸化炭素も含まれ、LED化を進めることで器具の長寿命化や省エネ化につながり、結果的に二酸化炭素の排出量を減らせることになります。

この計画の取組の一つとして、公共施設の設備機器更新時に合わせたLED照明への更新が掲げられております。照明機器を導入する際には、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な省エネ性能の高い機器を導入し、計画目標の達成に向け取り組んでまいります。

3点目の公共施設のLED化の優先順位についてでございますが、町ではこれまで教育施設やこども園、保育所、社会体育施設といった子供たちの快適な学習、保育環境の整備や町民の利用頻度が高い施設を先行してLED化を進めてまいりました。今後は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、設備の老朽化状況、利用者の安全性、利便性を考慮するとともに、改修後の温室効果ガス削減効果、ランニングコスト低減見込みなど総合的に勘案し、効果が最大化できる施設から計画的・段階的にLED化を推進してまいります。

4点目の個人宅等LED照明への補助金についてでございますが、家庭用LED照明購入のための補助金について、現段階ではございませんが、今後、状況を見極めながら対応してまいります。

5点目の町民への周知についてでございますが、製造禁止の時期やLED照明への買い替えへのタイミング、交換後の蛍光灯の廃棄方法など、町ホームページや広報紙において周知をしてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 町長の丁寧な説明ありがとうございました。

政府は2030年までにＬＥＤ照明の普及率を100%にすることを目標にしておるという情報があります。今後、ＬＥＤの照明の移行が加速すると考えられますが、町としてのＬＥＤの目標というものはあるかどうかお聞きいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町としては、国の方針に基づいて進めてまいらなければならないと思いますので、その方針で努力してまいります。

○議長（高橋 弘君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 町営住宅についてちょっとお聞きしたいんですが、町営住宅は、例えば入居するときに見学会じゃないですけれども、一応部屋を見なきやいけないということもあると思うんですが、そのときに部屋の状況、例えばまだ誰もいない状況ですから照明器具も何もついていないのか、あるいは規格シーリングで基本的な照明器具はついているのかどうか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町営住宅には、以前に入居された方が退室されて、照明器具まで持つてまいりますので、町営住宅には照明器具はついておりません。入る方がつけていただくということになります。

○議長（高橋 弘君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） それでは、退去するときには照明器具を退去する人は取り外して持つて帰るというのでよろしいんでしょうか。はい。

昨日、ちょっと知り合いの町営住宅に住んでいる人にお聞きしたんですが、途中で、古くなつて自分で替えましたと。たまたまトイレの裸電球だか、それは私は行ったことないので分からんのですが、最初からついているということなんですかでも、その辺はいかがでしょうか。そういう記憶があるということですが。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） トイレの電球はきっと退室をされる方が取り忘れていったのかと思います。基本的には、室内全て、どの箇所の照明器具も取られております。

○議長（高橋 弘君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 某メーカーが2024年にアンケート調査を実施して、2027年問題を認識している方は約20%という回答があつたそうなんですが、この結果からも、多くの蛍光灯が生産終了の影響について十分把握していない方がたくさんいると思いますので、ぜひそ

といった面でも町民に周知徹底をお願いしたいなと思っております。

ちなみに、私は去年もＬＥＤ照明を購入、たくさんあるもんですから一遍には買えませんので、去年、ある量販店に行きまして購入したところ、3点目の品物は半額でいいですよということで、2点目までは普通の値段で、3点目は、いろんな値段があると思うんですけれども、その中の一番安いものの半額で結構ですといったことで、5月にもまた購入しに行きましたけれども。私は別に量販店の味方になるつもりは何もありませんが、そういうこともあったのでいいなと思いました。

それと、町ではＬＥＤ化に大分以前から力を入れて、教育施設や防犯灯はかなり終わっていると思うんですが、そういう面でも、他の自治体よりもいち早くいろいろ対策をしていただいて、また商工会の街路灯も町からの補助で結構なっていますので、本当にそういう面では、今後も費用対効果を検証してスピーディーにいろいろ対策を講じていただければありがたいと思います。町長、一言お願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは国の方針に基づいて進めているものでございますので、町いたしましても積極的にＬＥＤ化を進めてまいります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 弘君） 以上で里見武男議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

11時10分まで休憩といたします。

（午前10時58分）

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 斎藤貴史君

○議長（高橋 弘君） 2番、斎藤貴史議員。

（2番 斎藤貴史君 登壇）

○2番（齋藤貴史君） 議長の許可をちょうだいしましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

テーマは持続的な地域医療についてになります。

まず、毎回の繰り返しになりますが、町では、2040年に人口1万人を維持することを最大のミッションにしております。現状は厳しい状況にあり、これといった打開策は見いだされません。そろそろ本腰を入れての取組が必須と考えます。

それを前提として、今回は地域医療について伺います。

総合計画の基となる2017年の住民アンケートによると、地域医療体制は28ある施策の中で断トツの最重要課題と示されています。しかも満足度は、新産業創出とか雇用促進、公共交通体系に次いで低く、平均値を大きく下回っています。このアンケートの中で、「2027年の東吾妻町はどんなまちであってほしいと思いますか」という設問がありますが、その中で健康づくりが盛んで、必要な医療が受けられる町が一番求められていました。

アンケート結果が8年前のものであります、その間、行政の努力によりまして改善は進んでいるとしても、町にとっての最重要課題であることに変化はないと思われます。実際、第2次総合計画後期基本計画の主要課題5つの中で、地域医療体制の充実について早急な対策の必要性が示されましたとしています。全ての住民の健康と安心を支える地域医療体制と誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる福祉の充実が必要ですとまとめています。

基本目標5の保健医療、福祉の充実では、基本施策として健康づくりの推進、地域医療体制の充実、高齢者福祉の充実、障がい者福祉の推進、地域福祉の推進、子育て支援の充実が挙げられています。そのうち、健康づくりの推進、地域医療体制の充実についてに今回は絞っての質問になります。

まず、地域医療体制の充実について、総合計画の施策の展開の中では全部で6個あります。まず1つ目、原町赤十字病院との連携を強化します。2つ目、吾妻保健医療圏として将来を見据えた対応を図ります。3つ目、かかりつけ医の普及啓発を進めます。4つ目、国民健康保険制度の持続的な運営に努めます。5番目、国民健康保険診療所の円滑な運営に努めます。最後、6番目、後期高齢者医療制度の持続的な運営に努めますとしています。

この展開のうちの1つ目の原町赤十字病院との連携強化というところでは、吾妻地域の拠点病院である同病院と町との実務的な意見交換の場として設置された原町赤十字病院との連携強化部会の活用を図り、持続可能な医療体制の確保と医療水準の向上を図りますという施策の展開を明記しています。また、展開の4番目にあります国保制度の持続的な運営につい

てですが、こちらは医療費の削減と適正化に向け、診療報酬明細書、レセプトの点検やジェネリック医薬品、後期医薬品の使用促進に努めるとしています。

東吾妻町特定健康診査等実施計画に基づく特定健康診査特定保健指導の受診率の向上による疾病の予防、早期発見、早期治療を推進しますとしています。

また、健康づくりの推進につきましては、施策の展開は、これも6つあります。1つ目、健康づくりと疾病予防を推進します。2番、歯と口の健康づくりを推進します。3番、感染症の予防と対策に努めます。4番、適切なペット飼育の普及・啓発を進めます。5番、食育と地産地消を推進します。6番、運動習慣による健康づくりを進めますとなっています。

そのうち、1番目、健康づくりと疾病予防を推進しますという中での展開につきましては2つあります。1つ目は、原町赤十字病院や町国民健康保険診療所をはじめとする医療機関、団体の連携を強化し、健康な生活習慣のための情報提供の充実により、住民一人一人の取組の促進を図ります。

2つ目、各種健診等の受診度を高め、疾病の予防と早期治療による重症化の防止、健康寿命の延伸、さらに医療費の抑制を図りますとしています。

このように持続的な地域医療を町が責任を持ってつくっていかなければならぬということを総合計画でうたっております。こうした町の基本計画に基づきまして、日夜、保健福祉行政は保健センターと連携し、日赤とも関係を密にして、町民の健康福祉に資する事業を推進され、住民の満足度向上に向けて取り組まれていることに深く敬意を表します。

こうした努力は継続されて、さらに向上するよう取り組まれておりますが、その一環で、町は原町日赤病院に毎年多くの支援を行うなど、住民福祉のために地域医療の充実を図っています。

一方、町の国民健康保険は歳入に対し歳出が大きく上回り、国民健康保険基金を取り崩しており、基金の残高が減り続け、国保税の値上げに踏み切らざるを得なくなりました。それでも、今後も運営は厳しいという見込みがあり、制度維持が年々厳しい状況となっています。行政の努力はあるものの、それを上回るスピードで地域医療を支えることが今後困難になることが予想されます。財政と地域医療の重い課題の中でどちらも持続的な形を模索していくなければなりません。こうした観点から地域医療に関わる行政の現在の状況と今後の見通しを問います。

質問は全部で7つあります。

1つ目、1人当たりの入院費は、高崎、前橋あるいは都市圏の大病院と比較すると原町日

赤病院ははるかに安いです。地域の入院患者が原町日赤で入院してくれれば、町の医療費を抑えることができます。医療機関ごとの原町日赤も含め、都市のほうの病院、医療機関ごとの医療費について、町ではどの程度把握しているのか。町内の入院患者を町内で引き受けるためには現状でどんな課題があるのか、お伺いします。

2つ目、原町日赤病院の7階につきまして、長く稼働をしておりません。同じ日赤の長野県の小海や上山田の日赤病院は統廃合などで休止などになっております。今の状況では、次は原町ということもあり得るかもしれない、日赤病院の7階の扱いについて町としてどの程度危機感をお持ちになっているかお聞かせ願います。

3つ目、その7階稼働だけではなくて、地域医療を支えるためには、まず看護師の確保ができなければ稼働することができません。しかし、少子高齢化に伴いまして、地域の中で看護師が増えない状況にあります。看護師と医師の数で地域のベッド数が決まる考えますと、今後は看護師の育成・確保について行政が積極的に関与する必要があるのではないかと思います。看護師の要請・確保について現状の取組、今後の考え方をお聞かせ願います。

4つ目、医療費を抑えるためにはレセプトの取扱い、行政内での町民課と保健師、保健福祉現場との情報共有が大変重要と考えます。現在の情報共有はどのような状況になっているか。また、レセプトを出来高制でチェックするような民間企業があります。医療費を抑えるためには、今後レセプトチェックの事業委託を考える必要はないでしょうか。

5つ目、医療費を抑えるには、町のがん患者を減らすことが第一になります。中でも圧倒的に症例が多い肺がんなどについて重要と考えています。「がん撲滅の町」といったような町主導の大きなキャンペーンはできないでしょうか。

6つ目、町保健センターを中心に保健指導、健康づくり指導を積極的に行っていますが、どのように効果が表れているかお聞かせ願いたいです。

最後、7つ目、保健センターの活動で目覚ましい効果が表れた場合、例えば保健師の人員を増やすなど、保健福祉行政現場の発展的事業推進の考えはありますでしょうか。

以上7点の質問をさせていただきたいと思います。

2次質問等は自席のほうでさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、斎藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の医療機関ごとの医療費の把握及び入院患者を町内で引き受けるための現状の課題についてでございますが、国民健康保険加入者の医療費につきましては、群馬県国民健康保険団体連合会で管理しております。データベースにより把握をしております。町内で唯一、入院機能を持つ原町赤十字病院でございますが、入院を要する全ての患者を受け入れるためには全ての医療科目的医師や病床数に見合う看護師を確保することが前提となると考えます。

しかしながら、医師偏在による深刻な医師不足や看護師のなり手不足等により実現は困難となっております。

2点目の原町日赤病院の7階の扱いについての現状認識でございますが、原町日赤病院は吾妻郡の中核的かつ公的病院であり、災害拠点病院としての役割も担っていることから影響を感じております。地域医療の持続・存続を考慮すれば、現状を維持することに注力し、限りある医療資源を効率的に活用し、守っていくための選択として病床数の削減はやむを得ないものであったと考えております。

原町日赤病院は、周辺地域の高齢化への対応として救急搬送の受入れや入院施設の確保、在宅医療と介護の連携など地域に密着した医療環境整備に取り組んでいると感じております。地域の医院や病院等がかかりつけ医として適切に選択されること、それに伴う他の医療機関や専門医との機能分担、業務の連携が推進されております。

地域医療構想においては、吾妻地域の医療ニーズをカバーするためには2次医療圏や2.5次医療圏という考え方が必要になります。吾妻圏域に加えて渋川や利根沼田圏域、さらに高度な医療は前橋圏域など、従来の圏域を超えた複数の医療機関との緊密な連携が重要となります。ドクターへリ運航の推進や上信道などの交通網の整備が進むことは、周産期医療を含め必要なときに迅速かつ適切な医療を受けられるための重要な要素であります。

3点目の看護師の養成・確保についての取組でございますが、現状では看護師等の養成所卒業後に県内の医療機関で5年間勤務した場合、修学にかかった資金の返還が免除される群馬県看護師等修学資金貸与制度がございます。また、先日、原町日赤病院から看護師寮の老朽化について伺いましたので、看護師確保の1つの方策として、町として協力できることがあるかどうか関係各所と相談・検討してまいりたいと考えております。

4点目の医療費抑制のためのレセプトの取扱いでございますが、町の健康課題に応じて策定をしているデータヘルス計画において、受診行動適正化指導事業として、レセプトにより重複受診者、頻回受診者、多剤服薬者などを抽出し、国保係や保険係で対応しているところでございます。今後も、医師会や薬剤師会との情報共有や連携の下、医療費の適正化に努め

てまいります。

5点目のがん対策でございますが、町としても日本人の死因第1位であるがんの早期発見・早期治療を促す健診体制の整備充実、町広報紙によるがんに関する正しい知識の普及啓発、医療用ウィッグ等購入費補助など、患者、家族への支援が重要と考え、充実に努めているところでございます。

6点目の健康指導、健康づくりの効果についてでございますが、保健センターでは地域や社会構造の変化に合わせて保健活動を推進しております。現在は町の国保において医療費の上位を占める生活習慣病への対策、後期高齢者医療制度や介護保険との一体的実施、感染症対策、自殺対策等を行っております。また、全ての妊婦、子育て家庭に寄り添う母子保健にも力を入れて取り組んでいるところでございます。

生活習慣病早期発見のための特定健診受診率は、県平均と比較いたしまして高い水準を維持しており、発症予備群である特定保健指導対象者数は、若干ではありますが減少してきております。

7点目の保健福祉行政現場の発展的事業推進の考えでございますが、令和8年度に開始予定の重層的支援体制整備事業や、こども家庭センター、子ども・子育て支援関係事業等の中で推進をしていきたいと考えております。それら体制整備に必要な人員の確保には十分配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 2番、斎藤貴史議員。

○2番（斎藤貴史君） 町長、この問題はとても重くて難しい問題だと思っておりますけれども、ご丁寧に町の姿勢、取組を答弁いただきましてありがとうございます。

2次質問が2つほどあるんですが、まず、1つ目のほうからさせていただきます。

3番の私の質問、看護師確保についてのご答弁ですけれども、看護師の確保は行政の今後の積極的な取組というものがやはり必要だなと思っておりまして、それにつきまして町長のご答弁につきまして大賛成をさせていただきたいと思います。看護師が増えていくような、今後のイメージが膨らむようなものがもう少し具体的に何か案がないかなと思いまして、例えば全協で日赤のほうから寮の老朽化というお話がありました、町長のほうからもお話をありましたけれども、若い看護師さんがときめくような独身タイプの看護師寮が新設してもらえるとか、さらには移住定住問題にもこういうものってつながるものと期待しております、具体的な計画案がどれだけあるかというのは分かりませんが、もし何かありましたらお聞か

せ願いたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町日赤病院の院長さんのほうからご相談を受けました。議会の全員協議会のところでもちょっと院長が発言をしたかと思いますけれども、看護師の方の住まいが老朽化をしておるということでありました。原町日赤病院の看護師を日赤病院で募集しますと、高崎、前橋、都会のほうから採用されて原町日赤に来てということで、そういう人たちから見れば東吾妻町は田舎に来たなと思うでしょうが、その中でも、また寮が非常に今古くなってしまっておりまして、それで一つショックを受けて日赤病院から離れていくという人もいたというふうなことでございますので、そういった意味から、看護師の確保という点から、やはり若い女性が長く住んでいただけるようなサポートというか、住まいを用意をしなければならないというふうなお考えであったと思います。

これにつきましては、齋藤議員もおっしゃっているように、若い女性の定住にもつながっていくかと思いますので、この件につきましては町としても協力できる面は積極的に協力してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 弘君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長、積極的な答弁、大変ありがとうございました。大いに期待したいと思います。

もう一つ2次質問ですけれども、5番目の質問をさせていただきました、「がん撲滅の町」関連です。医療費を抑えるためには、やっぱりがんの撲滅ができたら、それがベストだと思っております。先ほどご説明いただいた今現在やっていることに加えて、今後何かお考えの事業の推進の仕方といいますかがもしありましたら、それをもう少し参考のためにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 最近は、私と同級生がかなり亡くなっているんですね。そして原因は、やっぱりがんなんですね。私もだから、人ごとと思えなくなってきたいるんですけども、先ほどもご答弁申し上げましたように、まず、がんは早期発見・早期治療でございますので、その点を町民の皆様に理解をいただいて、早めの検診等を受けていただくということが必要かと思っております。

そしてまた、新しい試みといたしまして、原町日赤病院の医師の協力によりまして、町の広報紙にがんに関する特集の記事を掲載を今後予定しております。年4回ぐらいは載せて

ただいて、町民の皆様にがんに対する早期発見・早期治療、それに対する検診を受けてもらうというふうなことを進めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 弘君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長、ご答弁ありがとうございました。

今聞いた広報のお話ですけれども、イメージすると水だよりが始まって、水の行政について町民に分かりやすくというのがありますけれども、それと似たような企画なのかなと思っています。そして、分かりやすく専門のドクターからそういったお話を連載されるということで、それは一つのいいことなのかなと思いまして、楽しみにしたいと思います。

以上、大変難しい問題ではあります。ただ町民からは非常にニーズが高く、満足度がまだ低いということですけれども、町の取り組まれている様子が分かりまして、さらに町民の満足度が高まるよう事業が進まれることを願いまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（高橋 弘君） 以上で齋藤貴史議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日6月13日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（高橋 弘君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前 11 時 38 分)

令和 7 年 6 月 13 日（金曜日）

（第 3 号）

令和7年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第3号)

令和7年6月13日(金)午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	高橋 弘君	2番	齋藤 貴史君
3番	増子京子君	4番	渡一美君
5番	井上日出来君	6番	高橋徳樹君
7番	里見武男君	8番	小林光一君
9番	重野能之君	10番	竹渕博行君
11番	佐藤聰一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	茂木一弘君	総務課長	酒井文彰君
企画課長	玉橋晃君	まちづくり 推進課長	寺嶋徳郎君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	藤岡剛君	農林課長	白石彰久君
建設課長	永村達之君	上下水道課長	角田良信君
会計課長兼 会計管理者	代田聰君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	伊澤文邦君		

職務のため出席した者

議会事務局長 西山孝弘

議会事務局長 次林稔

◎開議の宣告

○議長（高橋 弘君） 皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願ひいたします。傍聴席にございます議案等の傍聴用資料につきましては、お帰りの際にはお返しくださいますよう、併せてお願ひ申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（高橋 弘君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 井 上 日出来 君

○議長（高橋 弘君） 最初に、5番、井上日出来議員。

（5番 井上日出来君 登壇）

○5番（井上日出来君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

今回の質問のタイトルは、学校施設計画についてと地域防災への取組についての2点です。

質問タイトル1、学校施設計画について。

さきの3月定例会において、坂上小学校屋内運動場（以下、坂小体育館と呼びます）の建て替え計画が説明されました。その際、私は計画実施に当たり、まず保護者や地域住民への意向調査の実施を求めました。財政状況がますます厳しくなる中、人口減少社会に対して効率的かつ高水準の教育行政となるようこの機会に抜本的に見直すとともに、子供たちの心身の成長と学業に真に資する物や事を見極め、そこに限られた財源を集中することが当町の進むべき持続可能な教育行政と考えます。

よって、以下についてお尋ねします。

①坂小体育館は築68年となります、なぜここまで対応が遅れたのでしょうか。この問題の本質を捉えつつ根本原因を特定し、新たに同様の事例が発生しないよう再発防止策を求める

ます。

②坂小体育館は現在も授業で使用されています。万一の地震発生時、現状の体育館で児童生徒の身体及び生命を守ることはできるのでしょうか。町の国土強靭化計画の災害想定では、当町も最大震度5強から6弱の範囲とされております。

③保護者の中には早期に学校統合を求める声もあります。町及び町教育委員会は学校統合について保護者への意向調査もしくは理解や協力を求めるなど、何らかのアプローチをしてきたでしょうか。

④坂上小学校に続き、東吾妻中学校体育館も築50年を迎えます。人口減少問題や町の財政を考慮しても、小学校統廃合計画を進め、坂小体育館建て替えよりも東吾妻中体育館建て替えを優先し、町の教育環境を守る持続可能な計画への変更を求めるが、いかがでしょうか。

質問タイトル2、地域防災への取組についてお尋ねします。

甚大な自然災害が増加する近年、これまでほぼ毎年地域防災について質問をしてきました。その中で過去前向きな回答を得た事項について、その後の進捗状況をお尋ねするとともに、新たな質問をしたいと思います。

まず、地域防災計画に関するところから5点。

①町の地域防災計画には、万一の災害発生時には、行政区や婦人会を奉仕団として動員するとあります。行政区は少子高齢化の影響を強く受け、婦人会の活動についてはほとんど聞かれません。今の状況で果たして計画どおりに体制づくりができるのかお尋ねします。

②同じく地域防災計画の第2章、自助共助による地域防災力の向上、38から54ページの大部分が未実施であります。発行から10年近くなりますが、この点をどのようにお考えでし

ようか。

③令和2年6月定例会において、各地区の自主防災組織の中心に消防団OBなどに担っていただくことを提案し、町長より行政区長と意見交換して地域の実情に見合うようにしたいとの回答をいただきましたが、その後、行政区長とどのような意見交換がされたでしょうか。もしくはどのように進展または計画がなされているでしょうか。

④地域ごとの防災訓練（机上訓練を含む）の進捗状況、また、今後の予定はいかがでしょうか。

⑤災害協定を結んだ企業や団体と定期的な連絡確認することを提言しましたが、その後いかがでしょうか。

次に、令和元年台風19号の経験から3点お尋ねします。

⑥台風19号の際、中澤町長は、当町で初めて避難勧告を発出した首長であります。その経験者として、次に同様の事態が発生した場合、どのような点に留意されているかお聞かせください。

⑦台風19号の際、町民からの被害情報が役場に大量に集中し、職員も対応に苦慮しました。その経験から災害発生時の情報受付体制の改善策は、その後どのように検討されたでしょうか。

⑧電力喪失、いわゆるブラックアウトが発生した際、原町は公共施設において災害対応発電システムが導入されていますが、その他の各地区に関しては電力供給に関してどのような対応または計画がされているでしょうか。

次に、高齢者、身障者の避難に関することで1点お尋ねします。

⑨現在、高齢者を対象とした災害時福祉避難所は原町に2か所のみ。収容可能な人員は何名でしょうか。災害発生時、その他の各地区ではどのような対応がなされるのでしょうか。

参考として、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、福祉避難所として開設された介護保険施設等に関して、約1か月後の1月29日に施設使用料、食費、避難所での生活用品に対して国庫負担ということが発表されております。

次に、防災DXに関するることを4点お尋ねします。

⑩今から4年前、災害時対応も含めた町の情報ツールとしてSNSの有効活用を求めました。今年度、ようやく町公式LINEをつくるということで、これは大変歓迎したいと思います。災害時の利活用についてはどのように検討されているでしょうか。

⑪令和4年度に統合型GISが導入され、これまで災害時対応にも有効活用できるという

ことをこの議会においても訴えさせていただきました。先月開催された全国町村議会議長会の研修会においても、防災DXや災害復旧が研修テーマとされており、昨今の重要案件と考えます。当町での防災DXへの対応状況はいかがでしょうか。

⑫町内の避難行動要支援者への個別避難計画の対応状況はいかがですか。

⑬統合型GISは⑫に関する情報管理においても有効なツールとして活用できますが、そのような活用方法は検討されているでしょうか。また、被災地の同時多発的な被災地点や被災状況に関する情報共有など様々な活用方法を考えられます。ぜひ、町総合戦略本部や各担当課においてこの研究を重ね、有効活用していただきたいと思いますが、町長の見解はいかがでしょうか。

以降、自席にて追加質問させていただきます。ご答弁よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、学校施設計画の施設の現況と課題でございますが、現在の坂上小学校体育館は必要な改修等が行われ、中学校体育館から小学校体育館に転換をされたものであります。平成21年度耐震調査結果では、昭和56年の新耐震基準の耐震性能値を上回っていて、現在に至っております。

これまで暫定的で応急的な措置として、壁の補修、照明器具の交換、漏水の修繕などの対策を行い、施設を維持し、利用可能なものとしてきたところであります。学校施設の整備は、各種計画に位置づけられているものの、財政運営上、行政課題は教育分野に限られたものではなく、総合的な判断の下に、抜本的な対応をするための財源確保が果たせなかつたことも事実でございます。

今後も修繕、工事等は続くことが想定をされ、相当程度の費用負担も生じるものと思われますが、有効な財源を確保しつつ確実に実行していくことが必要と考えております。

次に、事業への理解と整備計画でございますが、事業への理解を得るための手法として、施設整備が位置づけられている計画の公表、各種会議での事業の紹介、施設関係者が構成員となっている会議での意見聴取などがあります。これらの動きの中から、特に否定的な意見等がない状況にある場合は、施設整備は一定の理解を得られているものと考えるとともに、

事業を進展させるための一つの判断材料として捉えることもできます。

引き続き、多くの理解を得ながら、老朽化した施設、整備の計画的な更新や整備を推進し、子供たちが安全で衛生的な教育施設で快適に学習できる環境の確保を図るため、各種計画の位置づけを基に着実に進めてまいりたいと考えております。

2項目め、地域防災への取組についての1点目、行政区や婦人会の動員体制についてでございますが、従来型の組織動員については、少子高齢化の影響により十分な活動実績はないものの、婦人会の皆様からは炊き出し訓練等への協力意思もいただいており、これに消防団経験者の力も借りる形で実践力のある体制を整備してまいりたいと考えております。

2点目の地域防災計画第2章の未実施部分についてでございますが、策定後おおむね10年が経過し、見直しの必要性を認識しております。現在、改定準備を進めておりますが、調査委託に相応のコストを要するため、財政との調整を含め総合的に勘案しつつ適切な時期を検討している段階でございます。

一方で、現行計画は実行性を確保しており、ハザードマップの改定、配布や町主催のイベントでの防災啓発ブースの設置、また職員への避難所運営説明会の開催など、実施可能な施策を着実に実行してまいります。

3点目の自主防災組織の再編につきましては、行政区長や消防団OBとの十分な意見交換は難しい面もございますが、今後は防災士という専門知識を持った資格者を地域の防災リーダーとして位置づけ、資格取得補助金制度も活用し人材育成を促し、組織化を進めてまいります。

4点目の地域防災訓練の進捗についてでございますが、これまでに地区自主避難計画を4地区で策定し、昨年度は郷原、吉谷地区におきまして、計画に基づく避難訓練を実施いたしました。今年度以降も順次拡大してまいります。

5点目の災害協定先との定期的な連携についてでございますが、町主催のイベント開催時におけるドローンのデモンストレーションの実施や地区避難訓練実施の際には、EV車両の参加をいただくなど、顔の見える関係性を強化し、有事の際の迅速な連携に備えております。

6点目の台風19号級の災害への留意点についてでございますが、事前の警戒本部立ち上げと避難所の開設準備、避難情報発令の最適なタイミングの見極めが重要であると考えております。加えて、平時から職員、住民への防災教育もまた同様に重要であると認識をしております。

7点目の情報受付体制の改善策につきましては、電話、SNS、現場写真投稿など複数の

窓口を設け、情報を迅速かつ正確に集約できる体制を構築してまいります。

8点目のブラックアウト対策についてでございますが、令和4年度に各地区の公民館に蓄電池を配備いたしました。また、GNホールディングス株式会社との協定により、災害時には複数台のEV車両を避難所の非常用電源として活用するなど、電力確保の手段を多用化しております。

9点目の高齢者対象の福祉避難所につきましては、保健センター約10名、いわびつ荘で約7名の受入れを想定しております。限られた定員を補うため、受入れ対象者を避難行動要支援者名簿に登録された要配慮者に限定し、優先的な受入態勢を整えてまいります。

10点目の公式LINEの災害時活用につきましては、現代防災の鍵となるツールでありますので、避難指示の即時配信に加え、住民の皆様からの現場写真や位置情報を収集し、迅速な情報把握と共有を図ってまいります。

11点目の防災DXの対応状況につきましては、公式LINEと統合型GISの活用、情報収集を共有の中核と位置づけ、整備を進めてまいります。

12点目の個別避難計画につきましては、地域福祉計画の重点項目として掲げるものでございまして、要支援者名簿に基づき、ハザードの状況や自力で避難が困難な方々に対し個別避難計画の策定を進めております。令和6年度末現在で、要支援者73名中26名の計画策定が完了しております。本年度におきましても引き続き個別避難計画の策定を進めてまいります。

13点目の統合型GIS活用についてでございますが、GISに被害情報等を入力し各課で共有することで、有事の際に迅速かつ的確な対応が可能となります。一方、GISデータを一般情報として共有するためには、追加のシステム構築が必要となりますので、財政措置を含めて検討してまいります。

近年、激甚化をする自然災害に対応するため、災害対応力の向上と防災意識のさらなる普及啓発に努め、町民の皆様が安心して暮らせる、災害に強く安全で暮らしやすいまちを目指して、今後も努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁が終わりました。質問ありますか。

5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） 町長、ご答弁ありがとうございます。

まず、質問タイトル2、地域防災への取組についてでありますけれども、こちらは事前に担当課長さんのはうといろいろと意見交換をさせていただきました。その上で、今ご答弁い

ただいた内容をさらに推し進めていただきますように、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それで、質問タイトルの 1 になりますけれども、学校施設設計画についてなんですかけれども、坂上小学校の体育館についてご答弁いただきましたけれども、肝心なことについてはしっかりとお答えいただいてなかったように思います。再度お尋ねしますけれども、この計画を実施するに当たり、それを実際に使いになる生徒さんの保護者の皆さん、保護者の方々、そして地域の住民の方々、あとは担当の実際現場の先生方、様々なご意見があろうかと思います。そのような方々の意見集約がされていないんでしょうか、それとも今後される予定なんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上小学校につきましては、学校施設の整備等につきましては、保護者ですか、実際に使っていただいている学童の皆様のご意見を今後とも集約しながら、この施設の在り方、今後の方向等考えてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地域に現在、坂上小学校体育館としては 1 か所しかないわけでございますので、これを大事に使い、また更新時には使いやすいものを建てるというものが需要でございますので、今後とも地域の皆様方、先生方のご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 5 番、井上議員。

○5 番（井上日出来君） ということは、町長はこの計画に対して保護者であったり、あるいは地域住民の様々なご意見を集約をしていただくということで理解しました。それで間違いないということでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この体育館を計画するに当たり、説明をいただいたときに、これは地域の避難所としても活用するというふうなお話をいただきました。実際、過去、災害があったところで体育館というのは避難所として臨時で活用されておりますけれども、あくまでもこれ、臨時に、実際、これを使う方からすれば、避難された方からすれば、非常につらい環境になるわけです、特に冬は、夏もそうなんですけれども。なので、体育館をそのまま避難所として活用するということに対しては、私はいささか疑問を感じるわけです。本当に最後の最後の手段というふうに考えるわけですね。なので、体育館よりもより環境のいい避難所ということで、もっと様々な方法があると思いますので、そこら辺は十分に検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上地区にいたしましては、大きな箱物としては体育館が考えられますね。あとは公民館ですとかそういうものも考えられます。災害の状況にもよりますけれども、体育館におきましては、体育館を使用しなければならない状況に関しましては、段ボール式のベッドとかテント式の避難器具がございますね。そういうものを利用しながら、避難してもその寒さや暑さに耐えられるような、そういうものを用意をしながら緊急時に備えてまいりたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

先ほど、地域住民及び保護者の意見集約を行っていただけるというふうにご返事いただいたと思いますが、具体的にどのような形でいつ頃の時期にやられるのか、そこら辺をお考えであれば、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的にということでございますけれども、今後、担当課と十分に協議、検討しながら、適時に行ってまいりたいと思っております。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ぜひ、早めにお願いしたいというふうに思います。

意見集約に町長がご賛同いただきましたので、実はもしご賛同いただけなかったときにはいろんな質問を準備していたんですけども、ご賛同いただけましたということで、これもお約束ということで認識しております。ぜひ、実施のほうをお願いします。

それから、現場の先生にも私は直接お話を伺って、実際に体育館の使用状況について先生方がどういうふうにお感じになっているのかという話を聞かせていただきました。現場の先生も実は大変苦慮されております。教育長はもしかしたらお話を聞かれているかも分からないんですけども、僕がお話しさせていただいたその方は、今、体育館、この現状で、万一この体育館で授業中に大地震などが発生した場合、生徒に対して私はその責任を負うことができないということを言われておりました。これは恐らく本音の声だと思うんですね、先生の。そういうふうな現場の先生方の本音の声ということを、教育長、お聞きになっていますか。

○議長（高橋 弘君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） 特に校長と管理職の先生方とは意見交換をさせていただいておりま

す。実は、昨年度も体育館を見に行つたんですけれども、今年度も先週、体育館の内部から外部まで見させていただきました。安全のところが特に心配なんですけれども、まずは、井上議員の震度5強、それに対しては一応新耐震基準を平成21年度上回っているという答弁をさせていただきましたけれども、倒壊については、一応目安としてはこれは完全じゃありません。大丈夫であろうという基準をクリアしているということで理解をしております。ただ、壁等の劣化はかなり進んでいて、壁の崩落等については心配を要しているところでございます。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

現場の先生が肌感でこういうふうな思いでいらっしゃるということを、実はご理解いただきたかったものですから、あえて私はこれを皆様にお伝えをさせていただきました。

当議会には現役のママさん議員もいらっしゃいます。私が保護者の立場であれば、教育委員会及び担当課に対して、今すぐにでもこの危険と感じられる体育館の使用を停止して、一時的にありますけれども、近隣小学校と体育館を共同使用するような応急的な措置を取るよう要求すると思います。

教育長は生徒のことを第一に考えて、現場の先生方と本音のこのような意見交換をされてはいかがと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高橋 弘君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） 今、井上議員にご指摘いただきました。機会を捉えながら、これは坂上小学校に限らず、私も就任のときに、できるだけつながりを持ったという教育を進めていきたいと言わせていただきました。機会を捉えながら、できるだけ訪問等もし、意見を聞く機会を設けていきたいと思っております。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

ぜひとも実施をよろしくお願ひいたします。

次に、万が一にも、ないとは思うんですけれども、私と話したこの先生がどこの誰かとかいう特定をされたりとか、そういうことはないとは思うんですけれども、一応そういうことは特定行為などは一切行わないということのお約束をぜひいただきたいと思います。町長、教育長、ぜひお約束のほうをよろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） そういうつもりは一切ありませんので。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） 申し訳ありません。あくまでも念のためということで、言わせていただきました。

最初の質問タイトル④になります。

これについても具体的なご答弁がなかったかなというふうに思いますので、再度お尋ねします。私としては、坂上小学校は以前にもお伝えしました。坂上地区はこの12年の間に人口が3分の1に減少し、坂上小学校の全校生徒数はこの12年間で半分になりました。それほど急激な人口減少を伴っておりますので、新しい体育館を坂上小学校に、新しい体育館にするというよりは暫定的な応急処置を取って、その財源は、むしろ町の子たちが全員集まつくる東吾妻中学校のほうに財源集中するべきではないかということを提案させていただきます。

答弁内容にこのことについては具体的に触れられてなかったと思いますので、再度、町長、私からの提案ということでお伝えしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上小学校体育館、東吾妻中学校体育館、いずれもいずれ建て替えをしなければならないものでございますので、井上議員のご意見がありますけれども、そういうものを踏まえつつ、今後、両体育館の処分について、取扱いについて、しっかりと検討してまいります。

○議長（高橋 弘君） 5番、井上議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

これで最後の質問としたいと思いますが、先ほど町長におかれましては保護者及び近隣住民の意向調査をしていただけるというお話をいただきました。その中に単に体育館の新築建て替え工事、これに対しての賛否を問うだけではなくて、この5年から10年の教育行政についてのご意見をやっぱり賜るべきかと思います。保護者の中には早くに統合して、より多人数の中で教育をしてほしいというふうな意向もございます。もちろん反対意見もあるでしょう。

私は今④で述べたように、私個人としてはこのような提案がありますけれども、こういったものも踏まえて、幾つかの選択肢がある中で教育行政のプラン、その中における体育館の新築工事の話ということで、保護者の方は東吾妻中学校も実は老朽化しているなんてことはあまり知らない方もいらっしゃると思うんです。だから、町全体の教育行政を説明しつつ、

皆さんのご意見を伺う。その中において、坂上小学校体育館の在り方がどうあるべきなのかというふうな視点から、ぜひとも意見集約をしていただきたいと思うわけでございます。

町長、最後にいかがでしようか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小学校の統廃合につきましてお話を出ましたけれども、これにつきましては、総合教育会議におきまして取組を進めることを協議いたしまして、内部で始めたところでございます。この中で、いずれ保護者の皆様、先生方のご意見を伺って、時期なり、統廃合すべきか、時期はいつなのか、そういうものをしっかりと踏まえていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 弘君） 以上で井上日出来議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（高橋 弘君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

（6番 高橋徳樹君 登壇）

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に基づきまして質問させていただきます。

1番目として、高齢者の福祉の充実、認知症予防と難聴者対策を中心としてお伺いします。

2番目に外部人材の戦略的活用、地域おこしの協力隊を中心としてお伺いします。

高齢者の聞こえづらさの支援ということで、全国の中山間地域では、高齢者率は4割を上回るペースで進行しており、高齢者福祉の充実が重要な課題となっております。当町でも高齢化が進捗しており、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生き生きと元気で暮らしていくよう、さらなる生活の質の向上や健康寿命延伸による医療、介護費用の抑制、高齢者の社会参加による地域の持続可能性確保等に向けた様々な施策が求められております。

そこで、今回は、高齢者に多く見られる疾患である認知症の予防、また認知症のリスク要因と言われております難聴者の支援関連について伺います。

認知症は早期発見と予防対策が重要で、特に定期的な運動による身体活動、趣味などの活動を通じて脳を活性化させる知的活動が効果的と言われております。現在、当町で実施している認知症予防関連の事業内容、実施頻度、参加者の状況、また成果を伺います。

認知症サロン、通いの場などの生きがいを持って暮らせる支援の取組状況及び強化策を伺います。他の中山間地域では、上記のような活動参加につきまして、移動手段の不足による障壁が指摘されておりますが、当町での交通弱者の現状及び支援策があれば伺います。

認知症については、当事者のみならず家族の精神的、経済的負担も大きく、また社会にも影響を及ぼすため、今後地域での啓発活動や見守り、予防プログラム整備強化が重要と考えますが、進捗状況はいかがでしょうか。

全国では高齢者のみならず、若年の認知症の事例も散見されておりますが、当町における現状認識及び今後の相談体制、支援策があれば伺います。

難聴者の高齢者支援について。

①後期高齢者以上になりますと、加齢による難聴で日常生活の不自由さを抱える方が増加していくと言われております。当町における難聴に悩む高齢者の実態はどのようなものか、把握されているか伺います。データ等がなければ、今後は健康診断時の聞き取りなどで実情把握を努めていくのか計画はありますか。

②難聴と認知症には強い関連があると言われております。難聴が放置されたままだと会話も面倒になり、人との交流が減少、脳への情報量、刺激が不足し、コミュニケーションに影響が出ることから、他自治体では65歳以上の中度の難聴高齢者に対し補聴器購入補助金制度の導入も見られます。当町における難聴者の聞こえづらさをなくすための補聴器購入補助など聴覚支援の現状と課題を伺います。

③難聴高齢者への災害時、緊急時の情報伝達手段の工夫や整備についてお伺いいたします。次に、新聞報道等につきましては、ちょっと割愛させていただいて、皆さん、後でお読みいただければと思います。

地域おこし協力隊増員につきまして、質問させていただきます。

地域おこし協力隊制度は2009年に開始され16年が経過、認知度も高まり、中山間地域の自治体での運用が増えております。2024年度の全国隊員数は8,000人弱、国は2026年度までに1万人に増やす目標を掲げております。群馬県内で受入れ自治体も年々広がっております、多いところで上野村22人、嬬恋村21人、甘楽町13人が活動しており、3年の任期が終了した隊員の定住率も高くなっているようです。当町でも行政課題が複雑化になっていく中にあって、新たな外部人材の定着、活用が重要と考えます。

そこで、質問させていただきます。

当町でこれまで活動した隊員数及び成果、定住率を伺います。当町ではこれまで主にイベ

ント運営、補助、観光情報発信等募集をされてきたと承知しておりますが、今後はさらに地域集落の担い手不足対策、空き家対策、伝統文化の継承問題、地域特産品開発、ＩＣＴ分野等範囲を広げて、新たな視点を持つ協力隊員の参加を増やしていかれたらどうか、見解を伺います。

国省庁は、地域おこし協力隊よりも経験豊富で、地域独自の魅力や価値を向上させる専門技術者派遣制度（地域力創造アドバイザー、地域おこし企業人、地域活性化起業人等）も実施しており、今後、数年を見通した戦略的な活用も検討されてみてはいかがでしょうか。

以上です。

後は自席にて質問させていただきます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、高齢者福祉の充実の1点目、認知症予防等の取組についてでございますが、現在、町では身体機能維持、向上を図る介護予防教室等定期的に開催しております。また、予防活動の一環として、町社会福祉協議会と協力し、保健師、栄養士、歯科衛生士、リハビリ職など専門職の地区サロンへの派遣や、タブレットを活用した脳若トレーニングを積極的に行っております。サロンの実施は令和6年度の町内延べ回数で106回でございます。

交通弱者への支援でございますが、認知症カフェでは認知症サポーターが中心となって運営しており、乗り合わせで来場されております。東地区では2か月に1度、障害者支援施設のあにまーと連携し、あにまーとのカフェ開催や周辺での買物、原町までの送迎を含めた取組を行っております。

また、5地区にある第2層協議体では、移動支援を含む地域の実情に合った高齢者の問題を話し合い、解決に向けた取組が行われているところでございます。

認知症になっても地域で暮らし続けるためには、啓発活動が最も重要であると感じております。毎年、認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、今後とも認知症への理解が進むよう啓発に努めてまいります。

若年性認知症につきましては、原町赤十字病院やケアマネジャーに相談窓口の周知や研修を行い、地域包括支援センターへつながる体制が構築されており、年間1から2件ほど相談がございます。若年性認知症では、本人の収入の問題を解決することが非常に重要な

ため、福祉サービスを活用し、就労につなげる支援策を取っております。

2点目の難聴高齢者支援についてでございますが、難聴に悩む高齢者は確かに多くいらっしゃいます。聴覚障害での身体障害者手帳の取得は、令和7年4月1日現在、65歳以上で141人となっております。難聴が認知症に影響があることは承知しておりますが、補聴器や集音器につきましては、個人によって適合が大きく違い、補聴器を取得しても使用しないというケースも見受けられます。県内で中等度難聴高齢者への補聴器購入助成制度を導入している市町村があることは把握しておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

難聴高齢者に限らず独り暮らし高齢者が増加している状況があり、災害時や緊急時の対応として民生委員及び見守り支援事業者による見守りや個別避難計画の作成等に取り組んでいるところでございます。また、今年4月からは緊急通報システムの設置対象者を拡大し、環境整備を図っております。今後もこれら施策を総合的に実証する中で、情報伝達手段について研究してまいります。

窓口の聞こえづらさの支援としては、保健福祉課に貸出し用の集音器を設置しております。必要に応じて使用しております。実際には筆談やゆっくり丁寧な対応で事足りる場合が多く、使用頻度は低いようですが、今後も軟骨伝導イヤホンなど新しい情報等を収集いたしまして、参考にして実施をしてまいりたいと思っております。

続きまして、2項目め、地域おこし協力隊の増員についての1点目、新たな視点を持つ協力隊員の参加でございますが、地域おこし協力隊制度につきましては、都市部から地域への新たな人材の流れを生み出し、地域活性化の一翼を担う制度として、平成21年度に創設をされ、当町においても取り組んでいるところでございます。

当町における地域おこし協力隊の実績でございますが、平成26年度から隊員の任用を始め、現在活動中である2名を含めて、これまでに11名の隊員の皆様にご活躍をいただいております。活動成果といたしましては、観光情報の発信やイベントの企画運営など観光振興の取組、有害鳥獣対策として出没調査や被害調査、被害対策の取組、自転車型トロッコ「アガッタン」の運営などが主なものでございます。

定住率につきましては、現役隊員2名を含めて54.5%でありまして、6名の方が町内に在住しております。また、町内に拠点を構えて起業された方もいるなど、その効果を実感しているところでございます。

今後の活用でございますが、全国の自治体では様々な分野において地域おこし協力隊の活用を行っておりますので、成功事例を参考にするなど、当町にとって必要かつ効果的な分野

の研究等を進め、地域おこし協力隊制度の有効活用を引き続き図ってまいります。

2点目の専門技術者の派遣制度についてでございますが、ご指摘をいただきましたとおり、国においては地域おこし協力隊に加え、地域力創造アドバイザーや地域活性化起業人といった専門的な知識、経験を有する人材を地域に派遣する制度が実施をされていることは承知をしております。

当町が抱える地域の課題やニーズ、目指すべき地域の姿など検討する中で、地域おこし協力隊との連携による効果も含め、各制度の活用による効果や受入態勢など総合的に勘案し、本町にとって最適な方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 町長の答弁が終わりました。質問ありますか。

6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 町長、ありがとうございます。

それでは、若干、追加質問させていただきます。

今回につきましては、前々から同様のような質問をさせていただいております。やはり大きなテーマとしてお年寄りの元気な方などの活躍、それと若い方とのということで、一つの二大人材活用の視点からお伺いしております。

そこで、この高齢者の対策につきましては、当町はかなり様々な、今、中澤町長の答弁にもありました、活動をされて、地域包括センターでの活動、また保健福祉課の役割について、いろいろ活動をされているということは私も評価をしている、十分承知をしているところでございます。

さらに今、こうした対策が非常に生きてくると思いますが、今現在、町長、この町で100歳まで、100歳以上の方が何人ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、100歳以上の方は31人いらっしゃいます。最高齢の方が108歳です。うち、男性がお1人、後は女性です。そのような状況になっております。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 今、聞いたら、非常に多い印象がありますが、町長、いろいろお祝い等でお伺いしていると思うのですが、皆さん、お元気な状況なのでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 非常に元気な方が多いですね、びっくりするほど。それで、話を聞く

と、大体食べるもので好き嫌いはない、何でも食べるという方が多いですね。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

私、100歳の方についてはなかなか地域への参加というのは難しいでしょうが、やはり今、70代、80代の方もかなりこの町の環境ですとか、非常に住みやすいというか、長生きに向けて非常にそういう場所だというふうに思っていまして、その視点の中で高齢者につきましては、福祉の対象であると同時に、やはり子供さんと同様に町の貴重な財産だというふうに捉えておりまして、大いに70代、80代の人もうちに引き籠もらないで、いろんなところで活躍してほしいという願いがございます。

そこで、岩島地区の状況でちょっとお聞きした話なんですが、今、果樹の栽培に一生懸命、熱心にやられている方が企業的な果樹をやっている方で、今後、後継者のことを考えて、定年された方を何十人も使って、十数名使って、非常にやられているということございます。そこに別の農家の方が訪問すると、非常に元気をもらって、本当に生き生きとしているという場面があるそうです。これは多分岩島地区に限らず坂上、太田でも原町でもそういった活動をされている方がおられると思います。やはり、高齢者の方の活躍の場をもっといろいろな支援等も含めて、地域的な支援について、公民館とかその辺の活動等も併せながら情報の掘り起こしといいますか、その辺、農協との連携ですとか、行政もちょっと旗振り役として参画していただければと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 会社勤めを定年で退職して、その後、リンゴやブドウづくりに励んでいる方が多くいらっしゃいます。そういう方々にやっぱりリンゴづくりの高齢者というか先輩方がそういう人に教えてくれるんですね。そして、そういった退職後始めた方が品評会で表彰をもらったりするわけでございまして、そういう意味でかなりいい状況というものがあります。

こういうことも農協自体もしていると思いますので、農協さんの力もいただいて、やはり先輩方、熟練した技術を持つ先輩方が指導者となって、会社勤めを終えた方をリードしていただいて、果樹等農業等に励んでいただくということも非常によいことではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺は農協さんと今後話をしてまいりたいと思います。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それと、三、四年前に私も何回かお話をさせていただきましたが、様々なご婦人方、高齢の方もいろいろ様々な料理に詳しい方、手芸等、あるいは料理、買物等々、かなり経験が豊富な方がおられまして、そういう方も今後、農林業の6次産業の中でやはりかなり知恵が發揮される場面があろうかというふうに思いますので、農と食のマッチングしたその辺のふるさと納税に結びつくようなことも考えられますので、ぜひそういったこともお願いしたいと思います。

それから、全国のいろいろ自治体の中での高齢者の活動を見ますと、いろいろされています。岡山県、熊本県、様々な、町長も先ほどおっしゃいましたが、かなり、先進地のいい事例がいっぱいありますので、その辺、吾妻で取り入れていけるものがあれば、ぜひ参考にしていただければと思います。

これも月並みなんですけれども、やはりお年寄りが保育園ですとか小学校に出向いて、いろいろな世代間交流ですとかお話を聞いたりとか、そういったこともやはり実際に効果はあろうかと思いますので、その辺ちょっと取り入れていただけるようなことも進めなければと思いませんが、町長のコメントをいただければと思います。

○議長（高橋 弘君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） じゃ、私が代わってお答えさせていただきます。

今現在、地域の子供は学校を含め地域全体で育てるという方向で教育が進められております。昔からそうだったんでしょうけれども、より強く打ち出されております。その中で、学校運営協議会というのが昨年度、もう一つは地域学校協働活動推進員、いわゆる地域と学校を結びつける推進員制度が昨年度から始まり、今年度から本格的にいろんな事業を始めております。その中でも地域との結びつきの中で、いろんなところで田植えでお世話になったりだとか、いろんな経験を子供たちに与えてやろうという取組を進めていけたらと考えております。

以上です。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それでは、地域おこし協力隊の活用というか人材育成ということで、町長も答弁の中でおっしゃったので、あれなんですけれども、やっぱり最近、私も新聞紙上で上毛新聞を中心に、県内で活動している隊員の記事を多く見ます。そこの写真とか記事を見ると、非常に元気というか町のそういった動きみたいなのが見て、非常にそういったところは感じさせられて、

そういう感じが推測されます。そこで、町長にも改めて、この地域おこし協力隊の総務省のホームページを見ますと、3つの地域おこし協力隊と地方公共団体、地域ということで、三方よしということでホームページに載っておりまして、これもかなりもう前から言われていて、月並みなことかもしれません、町長、この若者とよそ者のところを活用してくださいというようなホームページに載っておりますが、町長、いろいろ答弁にもありました、改めて地域おこし協力隊の役割についてはどのような意義を持っていらっしゃるかお聞きします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域おこし協力隊につきましては、これまで11名の方に我が町に来ていただいて活動を行っていただきました。やはり、都会の若い人のこういった中山間地域に来て、居着いていただいて、そして積極的に若い発想で動いていただいていることで、非常にありがとうございます。

今後もこの地域おこし協力隊、町としてしっかりと受け入れて、来ていただいて、進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） 途中ではありますけれども、ここで休憩を取ります。

11時10分まで休憩といたします。

（午前11時02分）

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（高橋 弘君） 引き続き、質問に入ります。

6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ちょっとどこまでやったか忘れちゃったけれども。

町長、地域おこし協力隊の答弁ありがとうございました。

そこで、地域おこし協力隊の中で新しい価値、外からの視点を入れるということでござい

ます。町内におきましても、つい最近、井上さんという方が活動されています。そこで、一つの好事例として、ちょっと紹介させていただきますが、農家の方もこの方についても既にいろいろ果樹とか、町の観光を発信したいというような動きがもう既にあって、非常にかなり印象といいますか、地域の影響が出ているなという印象が既に出ていまして、そういうことで、やはり地域おこしの方の動きというのは非常に役場内の職員のみならず、地域の方にも非常に大きなことを起こすので、新たな担い手づくり等につきましても非常に参考になり、貴重な意見をいただけるのかなというふう思っております。

そこで、甘楽町等について、あるいはほかの地域も数的なことも含めて、やはりなかなか職員の方もいろいろ日々の仕事に追われる中で、もう少しこの当町でもこれまでの11人が多いか少ないかはちょっとあれですけれども、もう少しこういった制度的なものを生かして、人数的なものもちょっと大胆に増やして、いろいろ様々な問題があろうかと思いますので、その辺、町長、もうちょっと人数を戦略的に増やしていく、地域おこし協力隊の数を増やすていこうというようなお気持ちはあられますか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 11人目の井上香名さんのお話が出ましたけれども、この方は東京にお住まいだったんですが、お子さんを2人連れてきてくれて、下の子は保育園で上の子は小学校に入ってくれました。ご主人もいらっしゃるんですけども、ご主人は仕事の都合で東京と東吾妻町を今、行ったり来たりしているというふうな状況であります、以前は英語の先生、英語会話の先生をしていたということで、そちらの力も生かしてもらいたいななんて今思っておるところでございまして、非常にいい人材がおります。

これからもこういった若い人に大いに来ていただきて、東吾妻町のために大いに活動していただきたいなと思っておりますので、増やしていくということは当然のことあります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ぜひお願いします。数だけではないです。来ていただいた方も町及び行政の支援体制というのも非常に大事だというふうに思いますので、ぜひ町に定住していただきたいというふうに思います。定住率が先ほど54.5%ということでございます。これが高いか低いかということはあれです。

5月9日の上毛新聞に定住率向上の記事が出ていました。全国は68.9%の中で、住民の方もいろいろ声を聞きますと、こういう定住率も非常に大事でありますが、1人でも2人で

もこういった方に定住していただくことが一番ありがたいし、望んでいるということでございます。やはり、今後、いろいろな支援、いろいろな整備体制ということで、今回の農家の方に出向いてくれた井上さんにつきましても、農林課を経由して来たということでございまして、やはり横のつながりみたいな中で、全町の皆さんでこの協力隊に来た方については支えていくということも大事かなと思いますが、町長、ぜひ、町内全体でそういったことも必要かなと思うので、一言お願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員のお話は当然のこととございまして、協力隊員しっかり活動してもらうために、町といたしましても支援のほうはしっかりと行ってまいります。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

外部の人材については、これ以外にもかなりもうちょっと専門的な起業的な派遣等の制度があるのは皆さん、ご存じだと思います。

ちょっと前に、ワーキンググループですか、渋川の気象防災の先生ですとか、町の職員とかあるいは皆さんの中で講演会等実施していただけることも大事かなと思いますので。町長、気象防災の専門家みたいな方を紹介したことがあるんですけども、ぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先日、前橋気象台の女性台長さんがいらっしゃいました、高橋議員のお話にある気象関係のアドバイザーのお話も出ました。町として検討いたしまして、町で活動していただけるような状況が出てくればお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

かなり複雑化している仕事の中で、いろいろな人材の活用ということは大事だと思います。総務建設常任委員会でも副町長が内部の人事教育研修につきましてもDXを使ってさらにデータのスキルを上げて、住民サービスの向上とスピード化についてすごく思いを語られたんですけども、それは私も全くそのとおりだと思いますので、ぜひ町長も外部人材の活用とともに、そういった研修もぜひ強化をしていただければと思いますが、町長のコメントをい

ただければと思います。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃるとおりでございますので、これについてもしっかりと取り組んでまいります。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） それから、ちょっと割愛ということで例の聞きづらい人のための軟骨の何かイヤホンというんですか、私も詳しくは分からぬのですが、いろいろ調べれば調べるほど分からぬ。かなり効果があるというふうな印象を受けたものですから。

これを見ると、行政の組織に限らず、病院ですとか銀行ですとかかなり個人の情報がなかなか大きな声で話しづらい場所でこれから期待されるみたいなところがあつたものですから、ぜひこれを情報とか成果を軟骨のイヤホンがあるんですけども、その辺の情報をこれから皆さんも関心を持って、調べたところによると、経費的にも非常にお金もかからないということなので、ちょっとその辺、もし分かればいいんですけども、町長、何か教えていただければと思うんですけども。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 軟骨伝導イヤホン、これについては増子議員が以前にご質問いただいた件でございますけれども、現在保有しているものが窓口にあるんですよね。それを答弁の中でお話ししたように、筆談とかゆっくり丁寧な対応で足りる場面が多くて、今ある集音器は使用頻度が低いんだそうです。ですから、状況を見ながら、今後、軟骨伝導イヤホンも非常に性能がいいものだということは聞いておりますので、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） それから、認知症予防の方とか高齢者対策の中で、これもちょっと新聞情報で申し訳ないんですが、6月1日に甘楽町の地域においては、その対象者がもし外に出た場合には、迅速な保護のためにQRコードのシールを貼り付けて、そこで見つかった場合については家族のほうに連絡するような、そういうシールの役割があるみたいなんですが、そういったことちょっと今後検討していただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 認知症関係につきましては、今、高橋議員がおっしゃるようなものも

出ておりますので、大事な人命を守るための一つの大きなものでございます。様々なものがあると思うんですが、この町に合ったものを採用していくようにしてまいりたいと思います。今後、検討してまいります。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） それと、様々な役場の文書というか施策の実績等に書いてありますが、いろいろ表現の統一ではなくて、私個人としてはあまり「老人」という表現がちょっと、今後もシニアだとか高齢者とかの統一でされたらいいかなというふうに思っていまして、老人の寝たきりでなくて、皆さんお年寄りの方も元気になるような、そういう表現というのも大事かなと思っているんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私がよく使うのは「お年寄り」という表現を使うんですけれども、私もその部類に入っていますけれども、高齢者、老人、お年寄り、一番いいのは何でしょうかね。高齢者の方がいいですかね、一番、一般的に。高橋議員は「老人」という言葉は嫌だということなんですねけれども、私は「お年寄り」ということを使っていきたいと思っております。参考にしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ちょっとそれはかなり個人のあれもあると思うんで。ぜひ「高齢者」ということでもし統一していただければありがたいと思っております。

それでは、今後、このお年寄りの元気が出るように認知症を出さない、増やさない、100歳までの長生きの町みたいなところで何か一つ新しいキャッチフレーズみたいなところで、お年寄りが元気になるようなプロジェクトといいますか、何かそういった町のキャッチフレーズみたいなものを取り入れたらいいかなと思っているんですけども、いろいろな場面のところで、ちょっとこれはいいアイデア、いいキャッチフレーズがあれば。

○議長（高橋 弘君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、高橋議員からのご質問にありました100歳以上の方が東吾妻町は31人、20人以上になったときは20人以上になったよと感激したわけです。つい1か月前ぐらいに31人になりました。びっくりしました。それだけ、東吾妻町は自然環境がいいし、また回りの町民の皆様もいい人ばかりだから、100歳以上の方が31人もいるのかなというふうに思いますので、お年寄りが元気に暮らせる東吾妻町といいますか、そのようなところで、もっといい表現が、もうちょっと考えれば出てくるんだろうと思いませんけれども、こことのと

ころはそんな具合でいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 弘君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 町長、日頃から高齢者の方にも優しい行政をされているのはよく承知していますので、さらに皆さんにがっと来るようなキャッチフレーズみたいなものを含めながら、高齢者の方がうちに引き籠らないで元気にさらに活躍してもらうための育成、人材の活用ですとかあるいは若い人たち、地域おこし協力隊についてもお願いしたいと、活性化をお願いしたいなと思っていますので、ぜひ引き続きお願いしたいと思いますので、町長、よろしくお願ひします。

以上で終わりにします。

○議長（高橋 弘君） いいですか。答弁。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員にはお年寄りに関するお話ですとか地域おこし協力隊に関するご質問ですとか、様々な面でいろんな情報もいただきました。今後も皆様のご意見等をいただきながら、東吾妻町の発展のために取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 弘君） 以上で高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（高橋 弘君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和7年第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました今期定例会におきまして、教育委員の任命についてなど人事案件3件、東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてなど条例関係7件、令和7年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係2件、報告関係2件、物品購入契約の締結などその他4件、合計18件を提案させていただき、全て原案どおりご議決をいただきました。本日、閉会の運びとなりました。

今回のご審議の中で、議員の皆様の多岐にわたるご意見等を真摯に受け止め、今後の町政の執行の中で生かしていく所存でございます。

終わりに、議員の皆様方には、公私ともご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興発展のために今後ますますご活躍をいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（高橋 弘君） 閉会に際し一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年第2回定例会は、6月4日から本日まで10日間にわたり開催され、執行部提案の人事案件3件、報告2件、条例関係7件、補正予算2件、その他4件の執行部提案に加え、議会提出の選挙等、終始熱心にご審議いただきました。

また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に心よりお礼を申し上げます。

会議の中の発言には町政を執行するに当たり、参考になるものがあったかと思います。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

蒸し暑い毎日が続くようになってまいりましたが、皆様におかれましては健康に十分ご留意いただきまして、各方面にわたり一層のご活躍を期待申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 弘君） 以上をもって令和7年第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時30分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和　　年　　月　　日

署　名　議　員　　高　橋　　弘
東吾妻町議会議長

署　名　議　員　　齋　藤　　貴　　史

署　名　議　員　　増　子　　京　　子

署　名　議　員　　渡　　一　　美